柏市　令和9年度
保育園等利用申込みのご案内

令和8年10月発行

令和9年度入園・転園申込みスケジュール

入園・転園希望月日	受付期間	結果回答予定日
令和9年4月1日入園	令和8年11月2日(月)～12月7日(月)	令和9年2月4日(木)
5月1日入園	令和9年3月15日(月)～4月5日(月)	4月14日(水)
6月1日入園	4月15日(木)～4月30日(金)	5月14日(金)
7月1日入園	5月17日(月)～6月4日(金)	6月14日(月)
8月1日入園	6月15日(火)～7月5日(月)	7月14日(水)
9月1日入園	7月15日(木)～8月5日(木)	8月13日(金)
10月1日入園	8月16日(月)～9月3日(金)	9月14日(火)
11月1日入園	9月15日(水)～10月5日(火)	10月14日(木)
12月1日入園	10月15日(金)～11月5日(金)	11月15日(月)
令和10年1月1日入園	11月16日(火)～12月3日(金)	12月14日(火)
2月1日入園	11月16日(火)～12月7日(火)	12月24日(金)
3月1日入園		令和10年1月4日(火)
4月1日入園	令和9年11月1日(月)～未定 ※詳細は令和9年11月1日に柏市のホームページ及び広報かしわにてお知らせいたします。	

※　令和9年4月1日入園をご検討の方は P.39～P.40を必ずご確認ください。
※　令和9年5月1日以降の入園・転園は申込締切日必着での受付となります(令和9年4月1日入園・転園のみ当日消印有効)。
※　令和9年度に入園・転園申込みをされた方で，令和10年度の入園・転園をご希望の場合，令和10年度様式でのお申込みが必要です。
※　医療的ケアが必要なお子さんは，申込みスケジュール等が異なるため，申込みをご検討の方はご相談ください。

令和9年度歳児クラス設定

※保育年齢やクラス設定は，令和9年4月1日現在の満年齢で決定されます。
※誕生日を迎えても，小学校等の学年制と同様，年度内は引き続き同じクラスとなります。

保育年齢(クラス)	児童の生年月日	最長保育実施期間
0歳児	令和9年4月2日～	令和16年3月31日
	令和8年4月2日～令和9年4月1日	令和15年3月31日
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	令和14年3月31日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日

＜お問い合わせ先＞
柏市保育運営課(別館 3F)
電話番号　04-7168-1042(保育園等の入園相談に関すること/保育アシストコール)
04-7167-1137(認定，保育料に関すること)
04-7128-5517(申込児童の健康状態・医療的ケアに関すること)

柏市 KASHIWA CITY

もくじ

1. 入園・転園までの流れ
□申込準備～結果回答 …… P.3
□内定の場合 …… P.4
□保留の場合 …… P.4

2. 保育園等について
□保育施設の種類 …… P.5
□保育の必要性の認定 …… P.5
□2号・3号認定の事由・保育の必要量 …… P.6

3. 入園申込みについて
□申込条件 …… P.7
□申込方法 …… P.7
□必要書類 …… P.8

4. 転園申込みについて
□申込条件 …… P.9
□申込方法 …… P.9
□必要書類 …… P.9
□注意事項 …… P.9

5. 申込内容等に変更が生じた場合の手続き
□申込後～入園・転園前 …… P.10

6. 市外から柏市内の認可保育園等を申込む場合
□受付区分・申込先 …… P.11
□転入申請 …… P.11
□(入園希望月の前月末日までに)転入予定がない方 …… P.12

7. 柏市民の方が市外の認可保育園等を申込む場合
□受付区分・申込先 …… P.13
□転出申請 …… P.13
□(入園希望月の前月末日までに)転出予定がない方 …… P.13

8. 転出入に伴う市内外の認可保育園等の在園継続について
□柏市へ転入後も市外の認可保育園等に在園継続希望の場合 …… P.14
□市外へ転出後も柏市内の認可保育園等に在園継続希望の場合 …… P.14

9. 利用調整について
□利用調整とは …… P.15
□優先的な利用調整 …… P.15
□きょうだい同時申込時の内定条件 …… P.16

10. 利用調整基準表
□基準指数 …… P.17
□調整指数 …… P.19

11. 注意事項(必ずお読みください)
□申込前…… P.20
□申込後～利用調整前 …… P.22
□利用調整後～入園・転園前 …… P.23
□入園・転園後 …… P.24
□その他…… P.24

12. 認可保育園等一覧
□認定こども園 …… P.25
□私立認可保育園 …… P.26
□小規模認可保育 …… P.29
□卒園後の連携施設一覧…… P.30
□送迎保育ステーション対象施設一覧 …… P.30
□公立保育園 …… P.31
□認可保育園等の概要・一覧 …… P.32

13. 保育料(0歳児～2歳児)について
□保育料の算定…… P.33
□保育料の金額…… P.34
□保育料の軽減…… P.34

14. 給食費(3歳児～5歳児)について
□給食費の算定…… P.35
□給食費の金額…… P.35
□給食費の減免…… P.35

15. 延長保育について
□延長保育の算定 …… P.36
□延長保育料の金額…… P.36

16. 保育料等の納付方法
□保育料・給食費・延長保育料の納付方法 …… P.36

17. 送迎保育ステーション
□送迎保育ステーションとは …… P.37
□柏駅前送迎保育ステーション TeToTe…… P.37

18. 柏市ホームページのご案内
□子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)…… P.38
□令和9年度保育園等に関わる各種様式ダウンロード …… P.38
□空き状況 …… P.38
□よくある質問…… P.38
□柏市公式 LINE・Instagram…… P.38
□外国人相談窓口(If you would like an interpreter please use the following.)…… P.38

19. 令和9年4月1日入園申込方法等
□申込みスケジュール …… P.39
□出生前の申込み …… P.39
□疾病・発達等で事前面接が必要な方 …… P.39
□利用調整の流れ …… P.40
□空き予定人数…… P.40

1. 入園・転園までの流れ

申込準備～結果回答

申請書類入手・作成	□申請書類の入手方法 ≪入園申込書類≫ ・柏市ホームページ ・柏市役所保育運営課 ・柏市内公立保育園 ・沼南支所福祉係 ≪転園申込書類≫ ・柏市ホームページ ・柏市役所保育運営課 ・各認可保育園，認定こども園，小規模認可保育（以下，「認可保育園等」という。）
⇩ **施設の見学**	□見学をご希望の場合は，各施設のホームページをご確認の上，各施設へお問い合わせください。 □お子さんが障害者手帳（身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの場合又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】」の「児童の健康状態」及び「食物アレルギーについて」の項目において，「有」に該当する場合は必ずお子さんとともに見学を行い，施設の担当者にご説明ください。 □**認定こども園を希望する場合，申込前に必ず各施設から運営上の重要事項（保育料以外にかかる費用等）について，説明を受けてください。**
⇩ お子さんが障害者手帳をお持ちの場合又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】」の「児童の健康状態」の項目において，「有」に該当する場合， **保育運営課で面接及び申請書類の提出** ※市外の方も含む。	□事前にご予約の上，入園希望月の申込締切日までに，窓口でのお子さんの面接及び申請書類提出を受付いたします。第1希望が認定こども園の場合は，保育運営課での面接（要予約）後に申請書類を第1希望の施設へ直接ご提出ください。 □4月1日入園をご希望の方のみ，電子申請フォームよりご予約ください（P.39参照）。 □5月1日入園以降をご希望の方はお電話にてご予約ください（04-7128-5517）。
⇩ **申請書類の郵送提出**	□申込方法についてはP.7をご参照ください。 □先着順での入園ではありません。
⇩ **申請書類確認票の返送** ※転園申込みを除く。	□申請書類の確認が完了した方から，順次申請書類確認票の写しを返送いたします。 □認定事由の確認のため，就労先等について現地調査・電話調査等を行うことがあります。 □申請書類が柏市役所に到達してから2週間程度で申請書類確認票を返送いたしますが，申込締切日付近は申込みが集中するため，返送にお時間をいただく場合があります。3週間以上経過しても返送されない場合は，保育運営課までお問い合わせください。
⇩ **利用調整**	□利用調整基準表（P.17参照）に基づき，保育の必要性を指数化し，基準指数と調整指数の合計（以下，合計指数という。）の高い順に認可保育園等の利用を調整いたします（P.15参照）。 □認定こども園については，認定こども園を第1希望とした方を優先いたします。 □書類の不備等の理由で，申込締切日までに提出された書類で認定ができなかった場合は利用調整の対象外となります。
⇩ **利用調整結果通知及び教育・保育給付認定通知書の発送**	□内定・保留にかかわらず，利用調整結果及び教育・保育給付認定通知書を結果回答予定日に通知いたします。 □利用調整結果が保留になった場合，翌月以降の利用調整結果は内定時のみ通知いたします（申込みを取下げた場合や希望園を変更した場合を除く。）。

内定の場合

入園によって，育児休業から復職する方で，上のお子さんが既に認可保育園等に在園中の場合， **上のお子さんの認定変更**	□上のお子さんの認定を育児休業から就労へ変更する必要があります。在園している施設で，「子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」をお受け取りいただき，必要事項を記入の上，入園前に在園中の認可保育園等又は柏市保育運営課へご提出ください。
⇩ **お子さんの面接** ※申込時に面接済みの方を除く。	□詳細は，利用調整結果通知時にお知らせいたします。 □申込時に保育運営課にて面接をした方は不要です。 □事前面接が済んでいないお子さんの面接は内定先の施設が行います（食物アレルギーのお子さんを含む。）。 □期間内に面接ができない場合，内定取消しとなる場合があります。必ず面接を受けてください。
⇩ **入園説明会への参加及び利用契約**	□入園・転園にあたり，布団や着替えなどの事前準備等，重要な事項について施設にて説明を行うとともに，お子さんの面談を行います。必ず出席してください（日程・時間は施設によって異なります。）。
⇩ **健康診断票等の提出**	□医療機関で健康診断を受診してください。 □健康診断票は，入園日前日までに内定先にご提出ください。 □健康診断票が提出され，集団生活が可能と判断された場合のみ，入園が承諾となります。 □健康診断費用は自己負担となります。 □公立保育園へ入園される方は，柏市の保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギーのあるお子さんのみ対象）を，入園日までにご提出ください。
⇩ **保育料等の口座振替の手続き**	□私立認可保育園又は公立保育園へ入園される場合，口座振替の手続きをお願いいたします（P.36参照）。
⇩ **入園・転園**	□お子さんの状況に合わせて，保護者と相談の上，慣らし保育を実施いたします。期間はおおむね数日～2週間以内が多いようですが，お子さんの状況を見て各施設で判断いたします。 □利用開始日より前に，慣らし保育をすることはできません。
⇩ **保育料決定通知（0～2歳児）**	□入園後に施設から配付されます。 □税の未申告や（非）課税証明書の提出がない等の理由で市民税所得割額等の確認ができない場合，保育料が算定できないため，一旦最高額で決定（P.33～P.34参照）いたします。

保留の場合

利用調整後，保留となった方	□翌月以降も継続して入園・転園をご希望の方は，教育・保育給付認定が取消しとなるか，申込みの取下げをしない限り，認定期間又は令和10年3月分までのうちいずれか短い期間内は利用調整を継続いたします。 □**翌月以降の利用調整結果は，内定時のみ通知**いたします（申込みを取下げた場合や希望園を変更した場合を除く。）。翌月以降の利用調整結果も入園・転園保留の場合，お電話等でご依頼があれば，対象月の保留通知書を発行いたします。 □認定期間満了後も令和9年度の入園・転園をご希望の場合，再度令和9年度様式での申込みが必要となります。 □令和10年度の入園・転園をご希望の場合は，令和10年度様式での申込みが必要となります。ただし，令和10年度の申込みを行った後に，令和9年度中に入園・転園が内定した場合，令和10年度分の申込みは無効となり，利用調整は行いません。なお，令和10年度様式については，令和9年11月1日に柏市のホームページにてお知らせいたします。 □申込内容等に変更が生じた場合は変更の手続きが必要です（P.10参照）。

2. 保育園等について

保育施設の種類

区分	種類	概要	申込先
認定こども園	幼保連携型 幼稚園型	幼稚園(教育利用)と保育園(保育利用)の機能を併せ持った施設です。保育利用は，0歳児～小学校就学前の児童(施設によって対象保育年齢が異なります。)を，就労や病気等により家庭で保育ができない保護者に代わってお預かりいたします。 認定こども園を希望する場合，申込前に必ず各施設から運営上の重要事項(保育料以外にかかる費用等)について，説明を受けてください。	【教育利用】各施設 【保育利用】柏市保育運営課 ※1・2
認可保育園	私立認可保育園 公立保育園	0歳児～小学校就学前の児童(施設によって対象保育年齢が異なります。)を，就労や病気等により家庭で保育ができない保護者に代わってお預かりする施設です。	柏市保育運営課※1
地域型保育事業	小規模認可保育	0歳児～2歳児の児童(施設によって対象保育年齢が異なります。)を，就労や病気等により家庭で保育ができない保護者に代わってお預かりする施設です。定員数は6人以上19人以下の少人数です。卒園後の受入先として認定こども園・幼稚園等の「連携施設」を設定しています。	柏市保育運営課※1
認可外保育施設	企業主導型事業 その他施設	児童福祉法等に基づいて，都道府県知事(中核市長)等の認可を受けた認可保育園・認定こども園・小規模認可保育に対し，これらに該当しない保育施設を総称して「認可外保育施設」といいます。詳細は二次元コードをご参照ください。入園申込みについては，各施設へ直接お問い合わせください。 【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/ninkagai/ichiran.html	各施設

※1　他市区町村民として申込みをする場合，申込先は住民登録をしている自治体となります(P.12参照)。
※2　認定こども園を第1希望とする場合，申込先は第1希望の認定こども園となります(P.7参照)。

保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園，認定こども園，認可保育園，小規模認可保育等の利用を希望する場合，次の区分のとおり，利用のための認定を受けていただきます。

認定区分	事由	主な利用先
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で， 主に教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で， 保育を希望する場合	認定こども園(保育利用) 認可保育園
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で， 保育を希望する場合	認定こども園(保育利用) 認可保育園 小規模認可保育

※3号認定から2号認定への変更は市が行います。変更のための申請は不要です。
※認定は**保育園等への入園を保証するものではありません。**

2号・3号認定の事由・保育の必要量

保育園等での保育を希望する方は，保護者の方それぞれが以下の事由に該当し，常時保育が必要であると認められる状態である場合，認定を受けることができます。※家庭保育が可能となった場合は認定取消しとなります。

事由	要件	認定期間	保育の必要量※3
就労	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして就労している場合（休憩時間含む。）	就労証明書の記載どおり就労を継続している期間	就労時間による
妊娠 出産	妊娠中か出産後間がない場合 **※認定期間満了後，他の保育を必要とする事由が発生する場合であっても退園となります。**	**産後8週間を経過する月の末日まで** ※実際の出生日によって，当初の認定期間より短くなる場合があります。	保育標準時間
疾病 障害	保護者が疾病，負傷，心身の障害等により，児童の家庭保育にあたれない場合	障害者手帳又は診断書に記載された必要な療養期間	保育短時間
介護 看護	同居（長期間入院等をしている場合を含む。）の親族を「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして介護又は看護している場合	介護・看護を継続している期間	介護・看護を要する時間による
災害復旧	震災，風水害，火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
求職活動中	求職活動を継続的に行っている場合（就労予定の場合を含む。）※1	認定日から**90日目を迎える月の末日まで**	保育短時間 ※就労予定の場合は就労時間による
就学	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして，学校に在学している，又は職業訓練を受けている場合（休憩時間含む。）※2	卒業又は修了予定月の末日まで	就学時間による
虐待 DV	虐待を行っているもしくは再び行われるおそれがある場合又はDVにより保育を行うことが困難である場合	保育が必要と認められる期間	保育標準時間
その他	上記に類する状態で保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合	保育が必要と認められる期間	保育短時間
育児休業中の在園児の継続利用	既に保育園等に在園している児童の保護者が，下の子の育児休業を取得し，その間も継続して保育園等の利用が必要と認められる場合	最長で育児休業に係る児童が2歳になる日が属する年度の翌年度4月末日まで	保育短時間

※1　求職活動中の要件は，**認定申請日時点で既に求職活動中**である必要があります。
就労証明書の証明日が雇用開始前や雇用開始日が入園希望月中の場合，認定は「求職活動中（就労予定）」となります。

※2　学校教育法第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校，同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。職業能力開発促進法第15条の7第3項，同法第27条第1項，職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条に規定する職業訓練等。カルチャースクールは対象外です。

※3　保育の必要量は「保育標準時間（最長1日11時間保育）」，「保育短時間（最長1日8時間保育）」に区分されます。各施設の保育時間については P.25～P.31をご参照ください。実際の保育時間は内定先の各施設長と面談の上，決定いたします（P.23「適正利用」参照）。就労認定，介護看護認定，就学認定の保育の必要量の判定基準は以下のとおりです。

保育標準時間（最長1日11時間保育）	就労・就学・介護看護時間が月120時間以上又は月120時間未満だが保育短時間では児童の送迎が間に合わないことが就労証明書等から明らかな場合等
保育短時間（最長1日8時間保育）	就労・就学・介護看護時間が月120時間未満の場合等

3. 入園申込みについて

申込条件

□入園希望月1日時点で，柏市内の認可保育園等（2・3号認定子ども）に在園していないこと。
□希望する認可保育園等の受入れ可能な保育年齢（月齢）を経過していること。
　※出生前の申込みについては P.39をご参照ください。
□集団保育が可能と判断されること。
□教育・保育給付認定の事由に該当し，常時保育が必要であると認められる状態であること。

申込方法

対象			申込方法
第1希望が認定こども園の場合	（1）	お子さんが障害者手帳をお持ちの場合又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】」の「児童の健康状態」の項目において，「有」に該当する場合	**保育運営課窓口にて面接を行います。** **必ず申込締切日までに面接を受けてください。** ※面接後，申込締切日までに申請書類を第1希望の認定こども園へ直接ご提出ください。 ※面接の際は児童同伴で母子健康手帳，申請書類を持参してください。 ※4月1日入園をご希望の方のみ，電子申請フォームよりご予約ください（P.39参照）。 ※5月1日入園以降をご希望の方はお電話にてご予約ください（予約先：04-7128-5517）。 ※ご予約はお早めにお取りください。
	（2）	（1）に該当しない場合	**第1希望の認定こども園へ直接ご提出**ください。 ※転入申請（P.11参照）の場合は保育運営課へご郵送ください。
第1希望が認定こども園以外の場合	（3）	お子さんが障害者手帳をお持ちの場合又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】」の「児童の健康状態」の項目において，「有」に該当する場合	**保育運営課窓口にて面接を行います。** **必ず申込締切日までに面接を受けてください。** ※面接の際は児童同伴で母子健康手帳，申請書類を持参してください。 ※4月1日入園をご希望の方のみ，電子申請フォームよりご予約ください（P.39参照）。 ※5月1日入園以降をご希望の方はお電話にてご予約ください（予約先：04-7128-5517）。 ※ご予約はお早めにお取りください。
	（4）	（3）に該当しない場合	**保育運営課へご郵送ください。** ※**沼南支所，各保育園等での受付は行っていません。** ※郵便事故等ご心配な方は簡易書留，レターパック，特定記録郵便等のサービスをご利用ください。 ※郵送の際は，封筒の裏面に，保護者の住所・氏名をご記入ください。 ※追加書類を郵送する際，申請児童の氏名・生年月日，第1希望園を書いたメモ等を同封してください。返信用封筒の同封は不要です。 ※郵送先： 〒277-8505　柏市柏5-10-1　柏市役所こども部保育運営課（〇月申込み）宛

必要書類

※書類は柏市のホームページからダウンロードできます。二次元コードをご参照ください。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/hokatsu/joho/r9kakusyuyousiki.html

必ず提出する書類

□子どものための教育・保育給付認定申請書 兼保育園等利用申込書【2・3号(保育利用)用】	児童1人につき1枚必要です。
□子どものための教育・保育給付認定申請書 兼調査書	児童1人につき1枚必要です。
□申請書類確認票	受付にあたり，受付日や不備のある書類の有無等を記入し，返信いたします(保護者記入欄あり)。 ※きょうだい同時申込みの場合，1世帯に1枚のみご用意ください。
□返信用封筒※保護者住所・氏名を記入 (長3封筒／12 ㎝×23.5 ㎝) □110 円切手(貼付)	ご用意いただいた封筒を利用し，申請書類確認票の写しを返信いたします。 ※返信用封筒に 110 円切手を貼った状態で，申請書類に同封してください。 ※きょうだい同時申込みの場合，1世帯に1枚のみご用意ください。

保育を必要とする事由がわかる書類

該当のものをご用意ください。※保護者それぞれに1枚必要です。
※令和9年度の申請は**令和8年7月1日以降に証明されたものが必要です。**

就労	□就労証明書 (個人事業主・内職含む。)	就労先の人事担当者等による記入が必要(本人が事業主である場合を除き，**本人記入は無効**)です。転職・退職することが確定している方は注意事項 P.21をご参照ください。 ※妊娠中の方は母子健康手帳の写しもご提出ください。
妊娠・出産	□出産する子の母子健康手帳の写し	保護者氏名，分娩予定日，妊娠中の経過のページが必要です(柏市発行の母子健康手帳の場合，順に P.1，4，9)。 ※就労先に在籍している方は就労証明書もご提出ください。
疾病・障害	□診断書又は障害者手帳の写し	診断書の場合，「**①病名**」「**②症状**」「**③必要な療養期間**(記載が可能な場合)」「**④児童の家庭保育にあたれない状況にあるか**」について診断及び記載されたもので，かつ原本が必要です。様式の指定はありません。
介護・看護	□診断書等 □介護・看護状況申告書	診断書の場合，「**①病名**」「**②症状**」「**③必要な療養期間**(※記載が可能な場合)」「**④家族による常時介護・看護が必要な状況にあるか**」について診断及び記載されたもので，かつ原本が必要です。様式の指定はありません。 その他，障害者手帳やケアプラン等があれば添付してください。
求職活動中	□求職活動状況申告書 又は就労証明書(就労予定) □ハローワークカード(又は受付票)の写し※	求職活動を申請時点で行っていない方は，教育・保育給付認定及び利用申込みの対象外となります。 ※ハローワークカード(又は受付票)の写しの提出は必須ではありませんが，基準指数に影響いたします(P.18参照)。
就学	□在学証明書※ □カリキュラム・時間割の写し	カリキュラム・時間割は，**保育を必要とする期間・日数・時間がわかるもの**が必要です。 就学予定の場合，合格通知や入学許可書等のこれから就学することがわかる書類をご提出ください。入学後，在学証明書をご提出ください。 卒業予定日(次年度の在籍)が不明の場合，次年度当初に再度書類の提出を求める場合があります。 ※職業訓練校の場合，在学証明書の代わりに，ハローワークから紹介されていることがわかる書類をご提出ください。

該当する場合のみ提出する書類

柏市へ転入予定の場合	□本人確認書類(家族全員分) □転入誓約書	入園希望月の前月末日までに柏市への転入手続きが必要です(P.11参照)。
令和8年1月2日以降に柏市へ転入された方(転入予定の方を含む。)	□(非)課税証明書等 ・4月～8月入園…令和8年度分 ・9月～3月入園…令和9年度分	市区町村民税額，所得，所得控除の内容，税額控除の内容が記載されているものが必要です。利用調整時，合計指数が他世帯と同点の場合に優先順位の判断に用います。**提出がない場合，利用調整時に不利になります。**
申込児童が認可外保育施設を月極めで利用中の場合	□在園証明書	様式の定めはありません。各施設の様式でご用意ください。
ひとり親世帯又は両親ともに不存在の場合(P.21参照)	□戸籍謄本 又は離婚届の受理証明書	**児童の親権者等が明示されているもの**が必要です。
離婚調停中で，親権者の一方が別居の場合	□裁判所からの呼出状の写し 又は夫婦関係等調整調停申立書の写し	親権者の一方が別居…住民票の住所が別であることが必要です。 ※夫婦関係等調整調定申立書の写しの場合，裁判所の収受印又は法定代理人欄に弁護士の押印があるものが必要です。
児童，保護者又は同居世帯員が外国籍の場合	□在留カードの写し	**表裏両面の写し**が必要です。在留資格・在留期間を確認いたします。 ※特別永住者証明書でも可。
児童，保護者又は同居世帯員が障害をお持ちの場合	□障害者手帳の写し	障害があるとわかるものが必要です。
保育士・保育教諭又は幼稚園教諭として柏市の認可施設等に勤務する場合	□保育士証等の写し	保育士・保育教諭又は幼稚園教諭であることがわかるものが必要です。
就労等の申込みで，出産を予定している場合	□出産する子の母子健康手帳の写し	保護者氏名，分娩予定日，妊娠中の経過のページが必要です(柏市発行の母子健康手帳の場合，順に P.1，4，9)。
勤務の都合で保護者の一方が単身赴任しているとき	□就労証明書	就労証明書の「17. 単身赴任期間(予定を含む。)」の欄に期間の記載が必要です。記載がない場合は，氏名・就労先の住所・単身赴任とその期間が記載された書類(就労先発行のもの)でも可能です。

4. 転園申込みについて

申込条件

□転園希望月1日時点で，柏市内の認可保育園等（2・3号認定子ども）に在園していること。
※認定こども園（1号認定子ども）に在園している場合は新規の入園申込みとなります。
□希望する認可保育園等の受入れ可能な保育年齢（月齢）を経過していること。
□集団保育が可能と判断されること。
□教育・保育給付認定の事由に該当し，常時保育が必要であると認められる状態であること。

申込方法

対象	申込方法
すべての方	**在園している認可保育園等に直接ご提出， 又は保育運営課へご郵送ください。** ※受付期間・結果回答予定日については表紙をご参照ください。

必要書類

※書類は柏市のホームページからダウンロードできます。二次元コードをご参照ください。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/hokatsu/joho/r9kakusyuyousiki.html

●必ず提出する書類
□保育園等変更申込書

●以下の書類を提出していない方のみ提出する書類
□保育を必要とする事由がわかる書類（令和8年7月1日以降に証明されたもの）

注意事項

□**転園の内定（決定）後は，元の認可保育園等に戻ることはできません。**転園に伴い他のお子さんの入園を内定しているためです。
□児童の健康及び発達の状況により保育士等の介助が必要な場合，転園先の受入体制の確認が必要なため，必ず事前にご相談ください。受入体制を整えるため，転園を当面の間お待ちいただく場合があります。
□保育が可能な同居世帯員がいる場合，又は保育料の滞納がある場合は利用調整上減点の対象となります。
□**この申込みは令和10年3月分の利用調整まで有効となります。**有効期限内に希望園の変更，取下げを希望する場合は別途手続きが必要です。 転園を希望しない場合は速やかに申込みを取下げてください。申込みの取下げがなく，転園が決定した場合，元の認可保育園等に戻ることはできません。
□認定こども園へ転園を希望する方は，申込前に必ず希望の施設から説明を受けてください。

5. 申込内容等に変更が生じた場合の手続き

申込後～入園・転園前

申込内容等に変更が生じた場合は速やかに届出をお願いいたします。**申込内容等の変更を利用調整に反映できるのは入園希望月の受付期間内に限ります。**届出が遅れた場合，内定取消しとなる場合があります（P.22参照）。

（例）

区分	変更内容		必要書類	
申込	希望園変更		〈入園申込中の場合〉 □保育園等利用申込みの希望園変更届兼調整指数申出書 〈転園申込中の場合〉 □保育園等変更申込書	
	きょうだい内定条件変更			
	調整指数「タ」「チ」の申し出		□保育園等利用申込みの希望園変更届兼調整指数申出書	
	調整指数「ヒ」の取下げ/付与			
	申込取下げ		〈入園申込中の場合〉 □子どものための教育・保育給付認定申請兼保育園等利用希望申込取下書 〈転園申込中の場合〉 □保育園等変更申込書	
	内定辞退		□子どものための教育・保育給付認定兼保育園等入所辞退届 ※保護者様から内定先の施設へ，辞退の旨をご連絡ください。	
就労	退職		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □求職活動状況申告書	
	転職		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □就労証明書（転職先） ※退職日によって求職活動中認定となる場合があります（P.21参照）。	
	就労時間変更		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □就労証明書	
求職活動中	就労先に内定		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □就労証明書	
妊娠 出産	妊娠		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □母子健康手帳の写し（柏市発行の母子健康手帳の場合，順に P.1，4，9）	
	出産		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）	
育児休業	育児休業を取得/延長		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □就労証明書※出産後に証明されたものが有効です。	
家族構成	婚姻		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □戸籍謄本又は婚姻届の受理証明書 □配偶者の保育を必要とする事由がわかる書類	
	離婚		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □離婚日及び親権者のわかる戸籍謄本又は離婚届の受理証明書 ※住民票上の住所が同一の場合，ふたり親認定となります。	
	離婚調停中		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） □裁判所からの呼出状の写し又は夫婦関係等調整調停申立書の写し ※住民票の住所が同一の場合，ふたり親認定となります。	
	別居		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） ※単身赴任の場合や離婚調停中等でない場合，ふたり親認定となります。	
	同居		□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） ※ひとり親世帯で，婚姻関係にない同居人（親族を除く。）が増える場合でもふたり親認定となり，その同居人の「保育を必要とする事由がわかる書類」が必要です。	
	住所変更	市内転居	□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）	
		市外転出	保護者の一方のみ転出	□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
			保護者全員が転出	□子どものための教育・保育給付認定申請兼保育園等利用希望申込取下書※柏市民としての利用調整対象外となります（P.12参照）。
内定後	上の子が認可保育園等に在園中で下の子の入園に伴い復職する場合		上の子	□子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
			下の子	□復職証明書

※書類は柏市のホームページからダウンロードできます。二次元コードをご参照ください。

【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/hokatsu/joho/r9kakusyuyousiki.html

6. 市外から柏市内の認可保育園等を申込む場合

受付区分・申込先

●保護者がどちらも柏市民でない場合，柏市内の認可保育園等の入園申込みスケジュールと柏市への転入日によって受付区分・申込先が異なります。

柏市への転入日	受付区分	申込先
入園希望月の申込受付期間内	柏市民として申請	柏市保育運営課 ※詳細はP.7をご参照ください。
入園希望月の申込締切後 ～入園希望月の前月末日	転入申請 ※柏市民として利用調整を行います。	柏市保育運営課 **※第1希望が認定こども園の場合も申込先は柏市保育運営課となります。**
入園希望月1日以降	広域入所 ※他市区町村民として利用調整を行います。 ※詳細はP.12をご参照ください。	現在住民登録をしている自治体 **※第1希望が認定こども園の場合も申込先は現在住民登録をしている自治体となります。**
転入予定なし		

※認定こども園を希望する場合，必ず申込前に運営上の重要事項等について各施設へお問い合わせください。

※障害者手帳をお持ちのお子さん又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号(保育利用)用】」に記載の「児童の健康状態」の事項において，「有」に該当するお子さん(疾病・発達について気になることがある等)は**申込前に柏市役所保育運営課で面接が必要です**(P.7参照)。

転入申請

●申込方法

申込先	必要書類※	様式	申込期限
柏市 保育運営課	□子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号(保育利用)用】 □子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書 □申請書類確認票 □返信用封筒(長3封筒／12 ㎝×23.5 ㎝)※保護者住所・氏名を記入，110円切手(貼付) □保育を必要とする事由がわかる書類 □(非)課税証明書等 □本人確認書類(家族全員分の氏名・生年月日・現住所がわかるもの) ※例：マイナンバーカードの写し(表面のみ)，運転免許証の写し，住民票，在留カードの写し(表裏両面，外国籍の場合は提出必須)等 □転入誓約書 【海外からの転入の場合，以下の書類もご提出ください】 □申立書(日本国内に居住している方1名を代理人として立て，その代理人の氏名・生年月日・住所・連絡先，結果送付先，手続きを一任する旨を記載)※返信用封筒の住所は代理人の住所で記載してください。 □年間収入申告書(1月1日時点で海外にいる場合) □パスポートの写し	柏市	表紙のとおり

※P.8をご確認の上，その他に該当する書類がある場合は，そちらも併せてご提出ください。

●注意事項

□入園内定後，入園希望月の前月末日までに柏市へ住民票を異動できない(異動できなかった)場合，**いかなる理由があっても内定取消し(退園)となります。**

□転入誓約書の提出がない場合，又は入園希望月の前月末日までに柏市へ住民票を異動できない場合，他市区町村民としての申込みとなります(P.12参照)。

□柏市民の方と同居する場合，転入誓約書に同居人の署名が必要です。

□柏市内の物件が新築等で番地などが未定の場合，確定している部分までの記載で問題ありません。

□結果回答は柏市より直接郵送いたします。

□合計指数が同点の方の優先順位の判断に(非)課税証明書等を用いるため，提出がない場合は利用調整時に不利となります。

（入園希望月の前月末日までに）転入予定がない方

●申込方法

申込先	必要書類	様式	申込期限
現在住民登録 をしている自治体	**現在住民登録をしている自治体へご確認ください**		柏市の入園希望月の申込締切日の1週間程度前までに現在住民登録をしている自治体へ提出

※障害者手帳をお持ちのお子さん又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込【2・3号（保育利用）用】」に記載の「児童の健康状態」の事項において，「有」に該当するお子さん（疾病・発達について気になることがある等）は**申込前に柏市役所保育運営課で面接が必要です**（P.7参照）。

●結果回答方法

□柏市が定める結果回答日以降に，住民登録をしている自治体から通知いたします。

●注意事項

□柏市民の方を優先しているため，入園希望月の前月末日までに転入予定がない方の申込みは，空き状況にかかわらず入園は極めて困難な状況です。

□特に0歳児～2歳児については，申込者数の増加等により近年での受入実績はありません。十分にご検討の上，お申込みください。



7. 柏市民の方が市外の認可保育園等を申込む場合

受付区分・申込先

●市外の認可保育園等の入園申込みスケジュールと転出日によって申込先が異なります。詳細は転出予定先の自治体へお問い合わせください。

市外への転出日	受付区分	申込先
（転出先の自治体が指定する） 入園希望月の申込受付期間内	転出先の市民として申請	転出先の自治体
（転出先の自治体が指定する） 入園希望月の申込締切後 ～入園希望月の前月末日	転出申請	
入園希望月1日以降	広域入所	柏市保育運営課
転出予定なし		

転出申請

●申込方法

申込先	必要書類	様式	申込期限
転出先の自治体	転出先の自治体へご確認ください		

●結果回答方法

□転出予定先の自治体より直接回答となります。

（入園希望月の前月末日までに）転出予定がない方

●申込方法

申込先	必要書類	様式	申込期限
柏市保育運営課	希望する認可保育園等が所在する自治体へご確認ください		

※**必要書類，申込締切日，募集・内定要件は，自治体によって異なります。**提出された申請書類を柏市から希望する認可保育園等が所在する自治体に送付するため，**その自治体の申込締切日1週間前を目安にお早めにお申込みください。**

●結果回答方法

□希望する認可保育園等が所在する自治体の定める結果回答日以降に，柏市から通知いたします。

●その他

□利用調整を行うのは，希望する認可保育園等が所在する自治体となります。

□多くの自治体では，申込先に居住する市民の方を優先としているため，転入予定のない**市外からの受入れは非常に困難な状況とのことです。**十分ご検討の上，お申込みください。

8. 転出入に伴う市内外の認可保育園等の在園継続について

市外へ転出後も柏市の認可保育園等に在園継続希望の場合

●申込方法

手続き※	手続き先	必要書類	様式	手続き期限
①	在園している認可保育園等 又は柏市保育運営課	保育園等退園届 ※柏市民としての利用が終了となります。	柏市	転出日の前日が 属する月末日
②	転出先の自治体	転出先の自治体へご確認ください		

※手続きは①と②の両方行う必要があります。

●在園継続期間

□在園継続できるのは年度内に限ります。

□翌年度以降の在園継続については，転出先の自治体で必要な手続きを完了し，柏市が在園継続の可否を決定し，その結果を転出先の自治体から通知いたします。

柏市へ転入後も市外の認可保育園等に在園継続希望の場合

●申込方法

手続き※1	手続き先	必要書類	様式	手続き期限
①	転入前の自治体	転入前の自治体へご確認ください		
②	柏市保育運営課	□入園申請書類一式(P.8参照)※2	原則柏市※3	転入後 ～1週間以内
		□転入前の自治体が必要とする書類※4	転入前の自治体	

※1　手続きは①と②の両方行う必要があります。

※2　「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号(保育利用)用】」は「利用希望期間等」の「転入前の認可園を継続利用」にチェックが必要です。「子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書」は「現在の保育状況及び待機状況」の⑥に記入が必要です。申請書類確認票及び返信用封筒は不要です。

※3　必ず転入前の自治体にご確認ください。自治体によって様式が指定されている場合があります。

※4　必ず転入前の自治体にご確認ください。自治体によって追加で必要な書類がある場合があります。

●在園継続期間

□在園継続が可能な期間については転入前の自治体へご確認ください。

□在園継続については，柏市で必要な手続きを完了し，在園している認可保育園等が所在する自治体が在園継続の可否を決定し，その結果を柏市から通知いたします。

●注意事項

□柏市の認可保育園等に入園する方で，転入前の市外の認可保育園等に在籍している場合，必ずその認可保育園等の退園手続きを入園月の前月末日までに行ってください(P.22「二重在籍・併願」参照)。

9. 利用調整について

利用調整とは

児童福祉の観点から，市が定める利用調整基準表に基づき,保育の必要性を指数化し，合計指数の高い順に認可保育園等の利用を市が調整することです。ただし，**認定こども園については，認定こども園を第1希望とした方を優先いたします。**利用調整は「入園」と「転園」の区別はありませんが，「柏市民(転入予定を含む。)」と「他市区町村民」の区別があります。

※利用調整は申込締切時点の申込内容で行います。
入園・転園時点においても申込締切時点と同等の要件であることが必要です。

優先的な利用調整

●卒園後の連携施設が複数ある場合(P.30参照)

□9月1日時点で在籍している2歳児クラスの児童を対象に，翌年度4月1日から連携施設(保育利用)の入園を希望する場合，その連携施設の優先的利用枠の範囲内で翌年4月1日入園の一般申込受付に先行して利用調整を行います。

□必要書類：意向調査票兼利用申込書，保育を必要とする事由の書類
※詳細は対象世帯に配付する通知をご確認ください。

□幼稚園や認定こども園(教育利用)の連携施設の入園を希望する場合，入園方法や定員は各施設で定めています。詳細は在籍している施設又は利用を希望される連携施設にお問い合わせください。

※優先的な利用調整の結果不承諾となった場合や，連携施設ではない保育利用のできる認可保育園等を一般申込で希望される場合は，申込時に調整指数「フ」の加点が付与されます。

●優先的な利用調整の日程

(例)令和8年度の場合

日　付	内　容
令和8年8月21日	対象施設に在園する2歳児クラスの児童に意向調査票兼利用申込書を配付
令和8年9月24日	意向調査票兼利用申込書の提出期限
令和8年10月14日	優先利用調整結果回答日

※日付は毎年異なります。詳細は対象世帯に配付する通知をご確認ください。

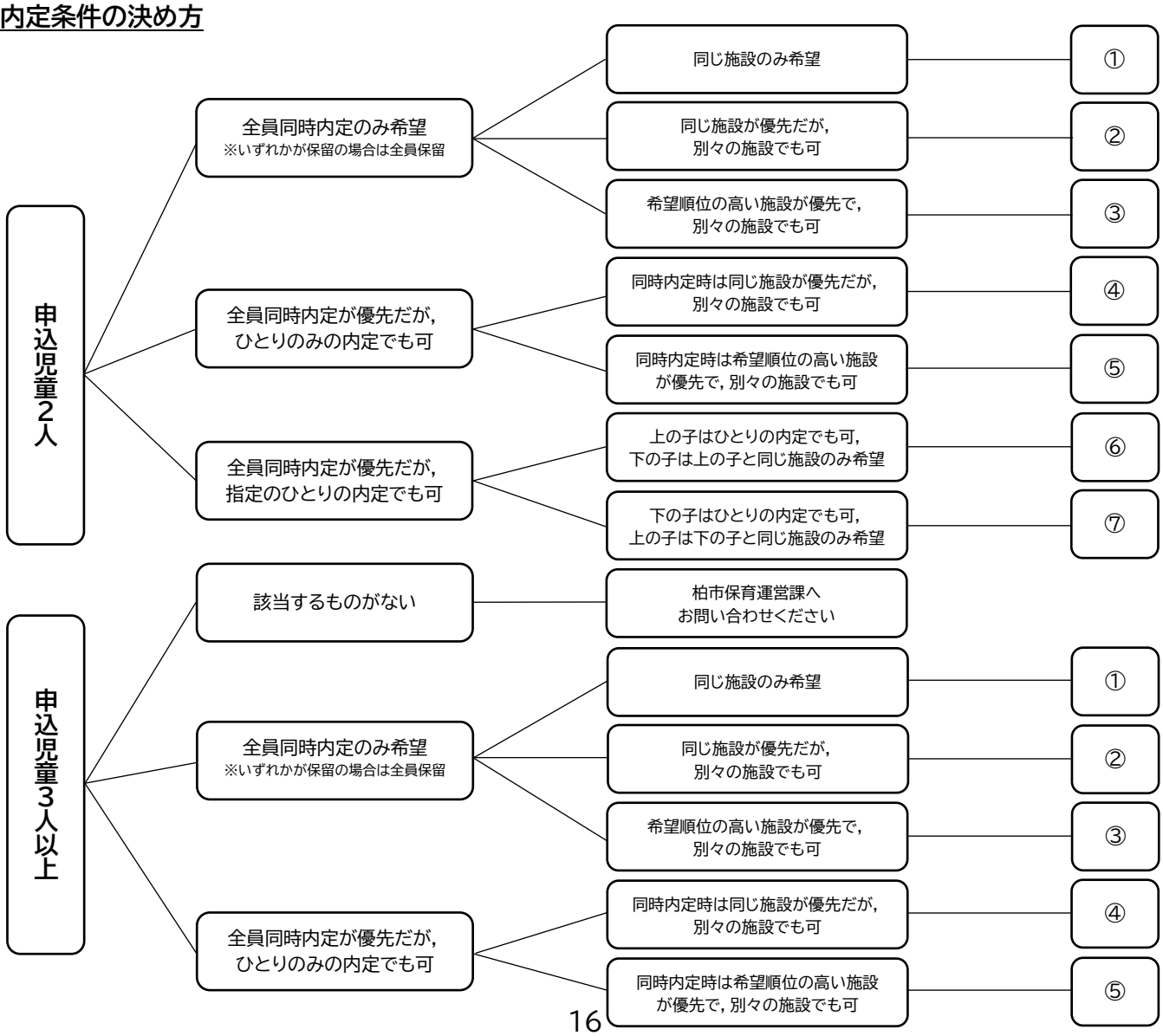
きょうだい同時申込時の内定条件

きょうだい同時に入園・転園申込みをする場合，内定条件を決めていただきます。
利用調整の結果に大きく影響しますのでご注意ください。「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】」の「きょうだい同時申込時の内定条件」の該当する番号を**1つ**選択してください。選択がない場合は，「①」を選択したものとみなします。
※「④」～「⑦」を選択した方：育休中でひとりでも内定した場合でも，復職することが入園の条件となります。

●内定条件一覧

きょうだい全員が同時に入園できる場合のみ入園を希望する
① 同じ施設でなければ入園しない
② 希望順位が低い施設でも，同じ施設になることを優先
③ （別々の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先
きょうだい全員が同時に入園できない場合，ひとりでも入園希望
④ （同時入園できる場合）希望順位が低い施設でも，同じ施設になることを優先
⑤ （同時入園できる場合）別々の施設でも良いのでそれぞれ希望順位が高い施設を優先
※④又は⑤を選択した方で，以下に該当する場合はその項目も選択してください。 □上の子が1号認定で認定こども園等に通っており，下の子の入園を優先したい（1号認定の子だけが2号で入園になるのは避けたい場合）。
ひとりが入園できる場合のみ，もうひとりの入園を希望
⑥ 上の子はひとりでも入園希望，下の子は同じ施設となる場合のみ希望　※3人以上同時申込みでは選択できません。
⑦ 下の子はひとりでも入園希望，上の子は同じ施設となる場合のみ希望　※3人以上同時申込みでは選択できません。

●内定条件の決め方



10. 利用調整基準表

基準指数

番号	保育を必要とする事由※1				基準指数	認定期間※2
	類型	細目				
1	就労 ※3	会社員等 ・ 自営 （収入あり）	月160時間以上の就労を常態		30	就労証明書の記載どおり就労を継続している期間
			月140時間以上160時間未満の就労を常態		28	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態		26	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態		24	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態		22	
			月70時間以上80時間未満の就労を常態		20	
			月64時間以上70時間未満の就労を常態		18	
		自営 （収入なし）	月160時間以上の就労を常態		24	
			月140時間以上160時間未満の就労を常態		22	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態		20	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態		18	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態		16	
			月64時間以上80時間未満の就労を常態		14	
2	妊娠 出産	出産予定月の前2か月から，出産日から8週間を経過する日が属する月まで			28	産後8週間を経過する月の末日まで （満了後退園）
		上記期間以外の場合（出生前に限る。）			6	
3	疾病	概ね1か月以上の入院を要する場合（入院予定も含む。）			30	障害者手帳又は診断書に記載された必要な療養期間
		自宅内療養	精神性	精神障害者保健福祉手帳1～2級程度	30	
				精神障害者保健福祉手帳3級程度	27	
				上記以外の程度	22	
			一般療養	常時病臥又はそれに準ずる状態	30	
				安静を要する状態	24	
				通院加療のため保育に当たれない場合	18	
	障害	身体障害者手帳の交付又は診断を受けている		身体障害者障害程度等級が1級程度又は2級程度	30	
				身体障害者障害程度等級が3級程度又は4級程度（視覚障害の場合に限る。）	24	
				身体障害者障害程度等級が4級程度（視覚障害を除く。）又は5～6級程度	18	
		療育手帳の交付を受けている		障害の程度がAの1又はAの2	30	
				障害の程度がBの1	26	
				障害の程度がBの2	24	

基準指数

番号	保育を必要とする事由※1			基準指数	認定期間※2
	類型	細目			
4	介護・看護	週に複数回の施設通院等の付き添い	乳児が入院しており，月120時間以上その児童の看護を常態	30	介護・看護を継続している期間
			月120時間以上（重度心身障害者等）の看護・付き添いを常態	25	
			月64時間以上120時間未満の看護・付き添いを常態	18	
		自宅内	全看護を必要とする場合（要介護認定3，4，5程度）	24	
			一部看護を要する場合（要介護認定1，2程度）	18	
			支援を必要とする場合（要支援）	16	
			上記以外で必要とする場合	14	
5	災害復旧	震災，風水害，火災，その他の災害復旧に当たっているため保育に当たれない場合		30	災害復旧に従事している期間
6	求職活動中	就労予定※3	月160時間以上の就労を常態予定	19	認定日から90日目を迎える月の末日まで
			月120時間以上160時間未満の就労を常態予定	17	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態予定	14	
			月64時間以上80時間未満の就労を常態予定	12	
		求職活動中	ハローワークカード（又はハローワーク受付票）の写しの提出がある場合	8	
			ハローワークカード（又はハローワーク受付票）の写しの提出がない場合	6	
7	就学※4	月160時間以上の就学を常態（予定の場合）		25(19)	卒業又は修了予定月の末日まで
		月140時間以上160時間未満の就学を常態（予定の場合）		23(17)	
		月120時間以上140時間未満の就学を常態（予定の場合）		21(17)	
		月100時間以上120時間未満の就学を常態（予定の場合）		19(14)	
		月80時間以上100時間未満の就学を常態（予定の場合）		17(14)	
		月64時間以上80時間未満の就学を常態（予定の場合）		15(12)	
8	虐待・DV	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第8号に定める場合		30	保育が必要と認められる期間
9	その他	前各号に類する状態のほか，市長が明らかに保育が必要と認める場合		1～35	保育が必要と認められる期間

※1 保護者が児童の保育を必要とする事由が2つ以上ある場合，原則として基準指数の高い事由のみ算出いたします。
なお，日中の主たる保育を必要とする状況が，原則その対象となります。
（例：日中は就労し，帰宅後，自宅で親族の看護に当たる場合→就労の事由から算出いたします。）

※2 認定期間満了後も令和9年度の入園・転園をご希望の場合，再度令和9年度様式での申込みが必要となります。
令和10年度の入園・転園をご希望の場合は，令和10年度様式での申込みが必要となります。
令和10年度様式については，令和9年11月1日に柏市のホームページにてお知らせいたします。

※3 労働契約上の就労時間（休憩時間を含みますが，通勤時間は含みません。）が該当します。
育児休業以外の休職からの復職予定で申込む場合，基準指数は求職活動中（就労予定）となります（病休，公休等）。

※4 就学時間には休憩時間を含みますが，通学時間は含みません。

調整指数

※「ア」「イ」「ウ」のいずれかに該当する場合，「エ」が同時に加点されます。
※「コ」と「ツ（又はテ）」が同時に加点されることはありません。両方に該当する場合，「コ」が採用されます。
※「ス」と「セ」が同時に加点されることはありません。両方に該当する場合，「ス」が採用されます。
※「セ」と「ソ」が同時に加点されることはありません。両方に該当する場合，「ソ」が採用されます。
※「エ」「ク」「ニ」「ヌ」「ネ」「ヘ」以外の項目に該当する場合，1世帯に1回，加点又は減点されます。

区分	調整の対象となる家庭状況	調整指数
ア	母子・父子世帯（戸籍謄本又は離婚届の受理証明書による親権者の証明を要する。）	+10
イ	父母ともに失踪・死亡しているとき	+12
ウ	母子・父子世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居，失踪，行方不明，拘禁）	+7
エ	父又は母が不存在であるとき	+30
オ	母子・父子世帯（準ずる世帯を含む。）の保護者が，求職活動中であるとき	+2
カ	生活保護法による生活扶助を受けているとき	+2
キ	生計中心者が，倒産や解雇等により失業しており，就労の必要性が高いと認められるとき	+2
ク	保育士・保育教諭又は幼稚園教諭として市内の認可保育施設又は市内の幼稚園に勤務する（入園希望月中に就労予定の場合を含む。）ことが，就労証明書かつ保育士証等により明らかなとき	+20
ケ	申込児童に障害があることが，障害者手帳から明らかなとき	+1
コ	産後休暇・育児休業期間が終わり，産後休暇前・育児休業前と同一の就労条件（育児短時間勤務制度を除く。）で就労先へ復職しようとするとき（就労認定の場合のみ。）	+5
サ	きょうだいが別々の柏市内の認可保育園，認定こども園（1号認定子どもを含む。）又は小規模認可保育に在園中（入園内定・予定の場合を除く。）であり，どちらか片方の在園している同じ施設に転園申込みをするとき	+7
シ	きょうだいが別々の柏市内の認可保育園，認定こども園（1号認定子どもを含む。）又は小規模認可保育に在園中（入園内定・予定の場合を除く。）であり，どちらも在園していない同じ施設にのみ，転園申込みをするとき	+7
ス	きょうだいが柏市内の認可保育園，認定こども園（1号認定子どもを含む。）又は小規模認可保育に在園中（入園内定・予定の場合を除く。）であり，そのきょうだいを新規で入園申込みをするとき	+5
セ	新規入園申込児童（2号・3号認定子ども）が，2人以上いるとき	+3
ソ	申込児童及びそのきょうだい（中学生以下に限る。）が，3人以上いるとき	+6
タ	入園・転園申込後，連続した12か月（調整指数「ヒ」に該当する期間を除く。）を経過しても入園・転園保留中であり，申請時以上の合計指数で利用申込みが継続されている場合（自己申告による意思確認を要する。）	+1
チ	入園・転園申込後，保護者それぞれの就労が継続されている状況で連続した12か月を経過しても入園・転園保留中であることが，保育園等利用申込書及び就労証明書から明らかなとき（自己申告による意思確認を要する。）	+2
ツ	柏市内外の認可外保育施設等を有料で月極め利用していることが，在園証明書及び就労証明書等により明らかなとき（育児休業中の場合は除く。）	+7
テ	申請児童が市外の認可保育園，認定こども園（2・3号認定子ども）又は小規模認可保育を退園して，柏市へ転入する事が明らかなとき（転入審査時は1回のみ加算対象）	+5
ト	勤務の都合で父母の一方が単身赴任していることが就労先事業者の証明により明らかなとき	+2
ナ	多胎児の新規入園申込みを同時にするとき	+1
ニ	同一建物内に居住する65歳未満の成人の方（祖父母や保護者のきょうだい，同居人等）が保育可能な場合	−5
ヌ	申告のあった保育を必要とする事由等（就労の日数や時間・場所等）に対して，実態（就労実績や収入，就労先，退職後2週間以内の申告がなかった等）に整合性がないことが過去に明らかになった場合	−18 ～ −10
ネ	未納の保育料があるとき（申込児童以外の未納分がある場合も含む。）	−20
ノ	児童福祉上の観点から，特別に調整が必要と認められる場合	+15
ハ	その他，市長が特別に調整が必要と認めたとき	−5 ～ +10
ヒ	育児休業の延長も許容できるとの申し出があるとき（この申し出がある申込みは，調整指数「タ」のいう申込みに含まれないものとする。）	−40
フ	柏市内外の利用する認可保育園，認定こども園（2・3号認定子ども）又は小規模認可保育に年齢制限があって退園となり，保育の利用を継続できる連携施設もない場合で，引き続き保育の利用を継続する場合	+10
ヘ	同一年度内の入園内定に対して，正当な理由がなく辞退があった場合	−10

※合計指数が他世帯と同点の場合，1. ひとり親又は里親，2. 基準指数の合計が高い，3. 保護者が災害復旧に当たっている場合，4. 申込児童又は同一世帯員が障害者手帳（身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている，5. 同一世帯内におけるきょうだいの人数が多い（小学校就学前までの児童），6. 同一世帯内におけるきょうだいの人数が多い（小学校6年生までの児童），7. 保護者の住民税所得割額の合計額（入園・転園希望月の保育料等の対象）が低い，8. 祖父母全員が市外に居住又は不存在，9. その他児童福祉の観点，の順に調整いたします。7については保育料算定の基礎（P.33参照）となる市民税所得割額が柏市で確認できる方が対象です。

11. 注意事項(必ずお読みください)

申込前

●申込受付期間

□申込締切日(必着※令和9年4月1日入園・転園のみ当日消印有効)までに提出された申請書類で認定ができない場合，利用調整対象外となります。申込締切日翌日以降に提出された書類は，翌月分以降の利用調整の対象となります。申込締切日1～2週間前までに柏市保育運営課へ到着するよう，余裕を持ってのお申込みをお願いいたします。

●提出書類に不備があった場合

□書類に不備がある場合，認定ができないため，認可保育園等の利用調整対象外となります。必ず入園・転園希望月の申込締切日(必着)までにご郵送ください。

●障害者手帳をお持ちのお子さん又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書」に記載の「児童の健康状態」の事項において，「有」に該当するお子さん

□お子さんに必要な準備を整えるため申込前に面接が必要です。受付期間内に電話で事前面接のご予約をお願いいたします。令和9年4月1日入園をご希望の場合は，P.39の二次元コードより面接のご予約をお願いいたします。面接当日はお子さん同伴で母子健康手帳をお持ちの上，保育運営課窓口にお越しください。

□集団生活を送る上での事前のご相談は，入園申込受付期間にかかわらずお早めにご相談ください。

□「児童の健康状態」に関する申し出の有無にかかわらず，児童の健康及び発達の状況により保育士等の介助が必要と判断された場合，施設の受入体制を整えるため，入園を当面の間お待ちいただく場合があります(なお，介助はマンツーマンとは限りません。)。

□面接を実施していない場合は申込完了となりません。

●育児休業中(復職予定)で申請する方

□入園が内定した場合，入園月の翌月 1 日(休業日の場合は翌営業日)までに育児休業前と同一の就労条件(育児短時間勤務制度を除く。)で就労先へ復職し，かつ入園月の翌月末日までに復職証明書を提出することが入園の条件となります。期限までに復職及び復職証明書の提出がない場合は，**認定の取消し(退園)**となりますので，事前に就労先と十分にご調整ください。

□復職とは，育児休業を取得した就労先(派遣社員の場合，同じ派遣会社から紹介された就労先を含む。)へ戻ることを指します。その就労先を退職し別の会社に就労される場合は，復職とはなりません。

(例)

区分	申込み時の状況	入園後の復職先	可否
派遣社員以外	就労先 A 社に雇用された状態で育児休業を取得中	就労先 A 社に復職した場合	○
		就労先 A 社に復職せず，就労先 A 社以外に転職した場合※	△
		就労先 A 社に復職しなかった場合	×
派遣社員	派遣会社 B 社に雇用され就労先 C に派遣されている状態で育児休業を取得中	派遣会社 B 社に復職し，就労先 C で就労した場合	○
		派遣会社 B 社に復職し，就労先 C 以外で就労した場合	○
		派遣会社 B 社に復職せず，派遣会社 B 社以外に転職した場合※	△
		派遣会社 B 社に復職しなかった場合	×

※申込締切日時点で転職することが確定している場合，現在の就労先の就労証明書，転職先の就労証明書(就労予定)，及び退職日等を記載した「子どものための教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」をご提出ください。この場合，調整指数「コ」を加点せずに利用調整を行うため，転職した場合でも入園可能となります。詳細は P.21をご参照ください。

●申込締切日時点で転職・退職することが確定している方

□申込締切日時点で現在の就労先を退職することが確定している方で，転職先に内定している場合，現在の就労先の就労証明書，転職先の就労証明書(就労予定)，及び「子どものための教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」をご提出ください。

※「子どものための教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」に退職日の記載が必要です。

※就労証明書に退職日の記載がある場合，「子どものための教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」は不要です。

※転職先の雇用開始予定日が退職日から起算して1か月以内であることが就労証明書等から明らかな場合，就労認定となります。

(例)退職日が2月28日で，かつ転職先の雇用開始日が3月28日の場合，4月1日入園審査は就労認定となります。

※転職先の雇用開始予定日が退職日から起算して1か月を超えていることが就労証明書等から明らかで，かつ雇用開始予定日が入園希望月中の場合，求職活動中(就労予定)認定となります。

(例)退職日が2月28日で，かつ転職先の雇用開始日が3月29日の場合，4月1日入園審査は求職活動中(就労予定)認定となります。

□入園・転園内定後(入園・転園後)に退職(転職含む。)していたことが発覚し，利用調整時の合計指数よりも入園・転園時点の合計指数の方が低い場合，**内定取消し(退園)**となります。

●求職活動中(就労予定を含む。)で申請する方

□求職活動中に入園が内定した場合，認定期間は最大90日となり，90日以内に事由として認められる就労を開始できなかった場合は，認定期間の満了により退園となります。ただし，継続的に求職活動を行っていると認められない場合は，90日に達していなくても認定の取消し(退園)となります。

□就労予定で申込みをした場合，求職活動中の認定となり，就労開始後の就労証明書(就労条件を満たしているもの)の提出がない限り，求職活動中の認定期間内で利用調整は終了となります。

□同一年度内で連続して求職活動中を事由とする認定はできません。

(例)求職活動中の事由で4月1日入園分の申込みをした場合。

⇒求職活動中の認定期間は4月1日～6月末日となり，利用調整可能期間は4月1日入園分～6月1日入園分です。

7月入園分利用調整時の保育を必要とする事由	利用調整可否	必要な手続き
求職活動中	×	8月1日入園以降でお申込みください。
求職活動中以外	○	7月1日入園申込締切日までに，必要書類(P.8参照)の提出が必要です。

●妊娠・出産で申請する方

□出産により保育園等を利用できる期間は限られており，認定の有効期間中に他の認定事由が発生する場合であっても，当初の認定期間の満了により退園となります。

●ひとり親世帯の方

□保護者が未婚，離婚調停中，又は離婚している場合でも，生計を一にしていると判断される場合は**ふたり親認定**となります(親族を除く。)。そのため，「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号(保育利用)用】」はふたり親として記入し，**生計を一にしていると判断される方(親族を除く。)の「保育を必要とする事由がわかる書類」**が必要です。また，ふたり親認定の場合でも，**「児童の親権者等が明示されている戸籍謄本等」**が必要です。

●認定こども園の利用をご希望の場合

□認定こども園への入園については，各施設との直接契約に基づくものになります。

□認定こども園と認可保育園等の一部施設(P.25，P.29参照)の利用を希望する場合，申込前に必ず各施設から運営上の重要事項(保育料以外にかかる費用等)について，説明を受けてください。

●育児休業給付金の支給対象期間延長手続き

□認可保育園等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金対象期間延長手続きには，保育園等利用申込書一式の写し（柏市の受付印不要）が必要とされています。一度提出した申込書等は返却できないため，手続きされる方は，**提出する前に必ずご自身で写しをお取りください。**市では複写は行っておりませんので，あらかじめご了承ください。**必要書類及びお手続き等については，就労先又はハローワークへお問い合わせいただくか，厚生労働省のホームページをご確認ください。**

【URL】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

●二重在籍・併願

□市内外問わず，教育・保育給付認定（P.5参照）が必要な施設に複数在籍することはできません。

〈例〉

（1）柏市内の保育園等に在園しながら，市外の保育園等や幼稚園に入園することはできません。

（2）認定こども園（1号認定子ども）として在園しながら，柏市内の保育園等や幼稚園に入園することはできません。

（3）「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定」を受けている方が保育園等や幼稚園に入園する場合，認定の消滅のための手続きが必要です。右記の二次元コードから「認定消滅届出書」の提出をしてください（お手続きについてご不明点がありましたら，04－7128－7766へお問い合わせください。）。

□柏市内の認可保育園等に在園中で，市外の認可保育園等に入園する場合，入園前月末日までに柏市内の認可保育園等の退園手続きが必要です。

□1号認定子どもの入園申込み及び2号認定子どもの入園申込みを併願する場合は併願の可否について，1号認定子どもの入園申込みをする施設にご確認ください。

●保留通知書（不承諾通知書）

□申込みをしていない，又は申込みを取下げた等の理由で利用調整対象外となっている場合，保留通知書は発行できません。

□「子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書」の「希望する保育園等に入園できない場合は，育児休業の延長も許容できる」にチェックした場合，当該年度内に限り，減点（－40点）をして利用調整を行います。希望園の定員に空きがある場合は利用内定となり，保留通知書は発行できません。

□保留通知書には希望された認可保育園等のうち第1希望の施設のみ名称が記載されます。

□保留通知書の合計指数については，保育要件や家族構成の変更等により流動的に変化していくため掲載しておりません。

申込後～利用調整前

●変更が生じた場合

□変更が生じてから入園・転園希望月の申込締切日までに，速やかに届出が必要です。
変更の届出が利用調整後（入園・転園後）となった場合，内定取消し（退園）となる可能性があります。

□必要書類等については，P.10 をご参照ください。

□利用調整は申込締切時点の家庭状況で行います。入園・転園時点においても申込締切時点と同等の要件であることが必要です。

利用調整後～入園・転園前

●入園の内定取消しとなるケース

□入園の内定後から入園前までに，申込内容に変更が生じたことにより利用調整時の合計指数よりも入園時点の合計指数の方が低い場合，入園の内定取消しとなります（入園後に発覚した場合も同様）。

□入園の内定後から入園月の前月末日までに，内定先の入園説明会や，健康診断票の提出等，所定の手続きを完了しなかった場合，入園の内定取消しとなります。

●入園の辞退

□入園の内定に対し，正当な理由なく辞退があった場合，同一年度内の入園申込みは減点対象となります。

□転園の決定後は，元の認可保育園等に戻ることはできません。転園に伴い他のお子さんの入園を内定しているためです。柏市内の認可保育園等の利用を希望するためには改めて入園申込み及び利用調整が必要です。

●利用調整結果「保留」となった場合

□入園・転園が保留となった場合，翌月以降も継続して入園・転園を希望する方は，認定期間又は令和10年3月分までのうちいずれか短い期間内は利用調整を継続いたします（教育・保育給付認定が取消しとなった場合，申請を取下げた場合を除く。）。転園の場合，転園の決定後は，元の認可保育園等に戻ることはできません。転園を希望しない場合は速やかに申込みを取下げてください。

□認定期間満了後も令和9年度の入園・転園をご希望の場合，再度令和9年度様式での申込みが必要となります。令和10年度の入園・転園をご希望の場合は，令和10年度様式での申込みが必要となります。令和10年度様式については，令和9年11月1日に柏市のホームページにてお知らせいたします。

●入園によって育児休業から復職する方で，上のお子さんが既に認可保育園等に在園中の場合

□上のお子さんの認定を育児休業から就労へ変更する必要があります。

□上のお子さんが在園している施設で，「子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」をお受け取りいただき，必要事項をご記入の上，入園前に在園中の認可保育園等又は柏市保育運営課へご提出ください。

●入園を希望するお子さんに食物アレルギーがある場合の，除去食等の対応

□食物アレルギーの対応については，医師の診断指示を基に除去食等を行っています。医師が記入するアレルギー疾患生活管理指導表が必要となります。入園・転園が内定した場合，対応の詳細について内定先の施設へご確認ください。

●薬の預かり

□与薬による事故を防ぐため，原則，薬等はお預かりしていません。服薬については，受診時に保育園等に通うことを必ず主治医に伝えていただき，服薬について（服薬時間を朝・夕や寝る前等にすることが可能か否か等）主治医にご相談ください。なお，慢性疾患の場合はお早めにご相談ください。

●適正利用

□認可保育園等を利用中の保護者の皆様又はこれから利用の申込みをする保護者の皆様は，「保育園等の適正利用について」をご一読いただき，保育園等の適正利用にご協力ください。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/hokatsu/tekisei.html

入園・転園後

●慣らし保育（入園・転園直後の短時間保育）

□預け始めの時期，環境の変化からお子さんには強いストレスがかかり，急な不調に繋がりかねないため，お子さんの状況に合わせて，保護者と相談の上，慣らし保育を実施いたします。おおむね数日～2週間以内が多いようです。

●退園となる事例

□教育・保育給付認定の有効期間を満了した場合。

□1か月以上登園がなかった場合（疾病でやむを得ないことが診断書から明らかな場合や里帰り出産等を除く。）。

その他

●文書偽造

□次の場合は，入園の内定取消しや退園となるだけでなく，文書偽造による処罰の対象となる場合があります。

・就労していないにもかかわらず就労している等，事実と異なる虚偽の記載や申立てをした。

・重要事項（家族構成やお子さんの発育上気になること等）について故意に申告しなかった。

※これらの不正事項や疑わしい事項については，入園・転園後も継続して行われる市の調査，市民の方々や就労先からの問い合わせ等により明らかになります。厳正に申込み・ご利用をお願いいたします。

●教育・保育給付認定の有効期限

□教育・保育給付認定の有効期限は，保育の必要性の認定にかかる「事由」によって異なります。申込後，発行された教育・保育給付認定通知書をご確認ください。最長の有効期限は次のとおりです。

（ア）2号認定（満3歳以上）の場合⇒3歳の誕生日の前日～小学校就学前月の末日

（イ）3号認定（満3歳未満）の場合⇒認定日～3歳の誕生日の前々日

12. 認可保育園等一覧

認定こども園

施設名※1	所在地※1 電話番号※1	定員数※1・2 駐車台数※1	保育年齢※1	開園時間※1	保育標準時間※1 保育短時間※1
認定こども園くるみこども園	豊四季台 1-1-113 04-7144-1647	214 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
認定こども園柏こばと学園 (分園含む。)※3	十余二 287-270 (分園:松葉町 3-15-1) 04-7131-4515 (分園:04-7137-0770)	237 名 18 台※4 (分園:4台)	生後57日～5歳児 (分園:生後57日～**2歳児**)	本園:7:30～19:30 分園:7:00～19:00	本園:7:30～18:30 分園:7:00～18:00 8:30～16:30
柏みどりこども園※5	東中新宿 3-23-10 04-7172-0426	230 名 20 台※4	**3歳児**～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
認定こども園みくに学園	旭町 1-6-14 04-7145-2843	180 名 3 台	**生後6か月**～5歳児	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園柏めぐみ園	若葉町 7-17 04-7167-8743	126 名 4 台	**生後6か月**～5歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 手賀の丘幼稚園・保育園※5	五條谷 423-5 04-7191-3059	265 名 100 台以上	**生後6か月**～5歳児	7:00～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園ホザナ幼稚園※5	東 3-2-5 04-7167-6790	213 名 10 台	**1歳児**～5歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
柏の葉こども園	十余二 363-48 04-7157-3933	169 名 8 台	**1歳児**～5歳児	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 みくになかよしこども園	大室 3-15-2 04-7157-1005	120 名 24 台	**1歳児**～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
認定こども園とみせ幼稚園	根戸 351-2 04-7131-6871	218 名 60 台	**生後6か月**～5歳児	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 まつがさきの森幼稚園	松ケ崎 225-3 04-7132-8622	224 名 40 台	**生後6か月**～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
認定こども園柏ひがし幼稚園	布施新町 1-5-10 04-7132-3415	150 名 20 台	**3歳児**～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
認定こども園くりの木幼稚園	豊四季 633-15 04-7174-0433	216 名 80 台	**1歳児**～5歳児	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 第二ますお幼稚園	増尾台 4-6-60 04-7173-7944	220 名 20 台	**生後6か月**～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
こばとこどもえんネスト	中十余二 207-1 中央 185 街区 1 04-7197-1398	208 名 12 台	生後57日～5歳児	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
柏の葉はぐくみこども園	十余二 370-84 中央 218 街区 8 04-7199-3238	112 名 3 台	**生後6か月**～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
認定こども園たなか幼稚園	大室 1263 04-7131-5453	389 名 30 台	**1歳児**～5歳児	7:00～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 まつばようちえん	松葉町 5-8 04-7133-8831	114 名 8 台	**1歳児**～5歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園晴山幼稚園	しいの木台 4-1-2 04-7386-3251	270 名 70 台 ※4	**3歳児**～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
認定こども園豊四季幼稚園	旭町 7-4-58 04-7157-4152	295 名 36 台 ※4	**2歳児**～5歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 きたかしわ幼稚園	十余二 287-61 04-7131-6664	220 名 58 台	**3歳児**～5歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園吉田幼稚園	弥生町4-6 04-7164-1150	168 名 15 台	**1歳児**～5歳児	7:00～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
認定こども園 おおつがおかようちえん	大津ケ丘1-44 04-7192-0306	100 名 22台	**1歳児**～5歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
【新】 認定こども園柏幼稚園※6	中央1-7-7 04-7164-2215	210 名 なし	**3歳児**～5歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30

※1　令和8年9月1日現在の情報のため，改正する可能性があります。詳細は各施設のホームページをご確認ください。
　　開園時間・保育時間については，すべて平日の場合の時間です。土曜日の開園時間等については，各施設へお問い合わせください。
※2　定員数は1号認定子ども定員を含みます。
※3　**本園と分園がある施設については，どちらに入るかを希望することはできません。本園と分園のどちらに入園となるかは施設が決定します。**
※4　駐車台数は，当該施設を運営している法人の他の施設との合計台数です。
※5　柏駅前送迎保育ステーションの対象施設です(P.37参照)。
※6　令和9年4月1日より，柏市の既存幼稚園から認定こども園へ移行となります。

私立認可保育園

施設名※1	所在地※1 電話番号※1	定員数※1 駐車台数※1	保育年齢※1	開園時間※1	保育標準時間※1 保育短時間※1
ひかり隣保館保育園	十余二 175-42 04-7134-0115	110 名 7 台以上※2	生後57日～5歳児	7:00～19:30	7:00～18:00 8:30～16:30
おお田保育園	大青田 1507-8 04-7131-2795	90 名 6 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
あいみ保育園	大津ケ丘 3-3-2 04-7191-8161	120 名 40 台※2	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
花の井保育園	大室 1285-12 04-7135-7010	90 名 14 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏保育園	南柏中央 6-5 クイーンビル 1･2F 04-7171-6700	81 名 3 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
巻石堂さくら保育園	柏 3-10-28 04-7166-7374	60 名 登降園時のみ可	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
まなびの森 柏の葉キャンパス保育園	若柴 173-8 柏の葉キャンパス 151街区 A 棟 SA-2 04-7134-4774	90 名 なし	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
みなみ高柳保育園	高柳 1337-2 04-7192-3745	90 名 13 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
北柏駅前保育園わらび	北柏 3-2-5 04-7166-7355	35 名 なし	**2歳児**～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
吉野沢保育園	豊平町 11-18 04-7145-4438	90 名 4～5 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏さかさい保育園	逆井 1377-1 04-7172-3939	120 名 25 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
とばり保育園	戸張 1588-2 04-7138-5183	120 名 30 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
西口保育園	布施 1211-1 04-7134-2491	60 名 7 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
Gakken ほいくえん 柏の葉 (分園含む。)※3	若柴 227-6 柏の葉キャンパス 147 街区 コモン D 棟 (分園:ガーデンコート E 棟) 04-7137-0860 (分園:04-7135-7005)	114 名 (分園含む。) なし	生後57日～5歳児 (分園:**1歳児**～5歳児)	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
柏中央保育園	明原 1-2-10　1～3F 04-7147-3922	90 名 7 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
アイグラン保育園柏たなか駅前	小青田 2-8-1 04-7135-1137	90 名 6 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏みどり保育園※4	東中新宿 3-23-1 04-7192-6548	78 名 20 台※2	生後57日～**2歳児**	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ヴィヴァン保育園	新柏 2-6-4 04-7168-2525	90 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
小学館アカデミー 柏しこだの森保育園	篠籠田 573-1 04-7140-2025	90 名 7 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
うぃず南柏保育園	新富町 1-2-39 04-7197-3936	90 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
咲保育園	大井 1187-1 04-7192-3739	90 名 6 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ミアヘルサ保育園ひびきかしわ	柏 6-8-37 K2 ビル 2F 04-7189-8235	98 名 8 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ピノキオ幼児舎南柏保育園	南柏 1-6-12 穂高第 20 ブラザーズビル南柏 1F 04-7142-7461	27 名 なし	生後57日～**2歳児**	7:00～19:30	7:00～18:00 8:30～16:30

※1　令和8年9月1日現在の情報のため，改正する可能性があります。詳細は各施設のホームページをご確認ください。
開園時間･保育時間については，すべて平日の場合の時間です。土曜日の開園時間等については，各施設へお問い合わせください。

※2　駐車台数は，当該施設を運営している法人の他の施設との合計台数です。

※3　**本園と分園がある施設については，どちらに入るかを希望することはできません。本園と分園のどちらに入園となるかは施設が決定します。**

※4　認可保育園等の一部施設においては，卒園後，保護者の希望に基づき，引き続き受入れて教育又は保育を提供する連携施設を設定しています。
ただし，**連携施設の受入体制等の理由により，受入れできない場合があります。**認定こども園･幼稚園は保育料以外にかかる費用がありますので，
連携施設へ入園をご希望の際は，必ず申込前に施設へお問い合わせください。

私立認可保育園

施設名※1	所在地※1 電話番号※1	定員数※1 駐車台数※1	保育年齢※1	開園時間※1	保育標準時間※1 保育短時間※1
ニチイキッズ柏保育園	新柏 1-13-9 ケアプラザ柏 2F 04-7163-3659	47 名 8 台	生後57日～**2歳児**	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ニチイキッズ逆井みなみ保育園	逆井 5-15-19 04-7160-7110	65 名 8 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
北の杜保育園	正連寺 434-26 中央 128 街区 1 04-7199-8335	60 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏しんとみ保育園	豊四季 336-5 04-7197-3949	90 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ヴィヴァン亀甲台保育園	亀甲台町 2-13-12 04-7166-1010	90 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
キッズエンカレッジ	加賀 3-23-6 04-7157-1398	65 名 3～4 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ら・くれしゅ柏駅前保育園	旭町 1-6-1 サザンテナ柏 2F 04-7141-0036	28 名 なし	生後57日～**2歳児**	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
まなびの森 プチ・ナーサリー柏の葉保育園 (分園含む。)※3	若柴 276-1 中央 161 街区 6 (分園:若柴 175 ららぽーと柏の葉 1F) 04-7135-4941 (分園:04-7168-1627)	99 名 (分園含む。) 本園:3 台 分園:なし	生後57日～5歳児 (分園:生後57日～**2歳児**)	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
咲さく良保育園	高柳 2-6-4 04-7130-9102	90 名 5 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
かしわのはこころ保育園	若柴 280-10 中央 171 街区 3 04-7135-5629	80 名 3 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
かしわたなかこころ保育園	小青田 3-6-18 04-7170-1782	90 名 3 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
さくらさくみらい 柏の葉	若柴 178-4 柏の葉キャンパス 148 街区 1A 04-7199-9525	70 名 なし	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
めばえ保育園	若柴 226-14 中央 145 街区 6 04-7133-1155	60 名 2 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏 ECEC 保育園	柏 6-4-26 04-7193-8839	80 名 なし	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
豊四季はぐくみ保育園	篠籠田 1082-2 04-7128-8975	90 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
まなびの森保育園豊四季	豊四季 185-1 04-7170-4643	90 名 6 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
AIAI NURSERY 新柏	豊住 1-3-27 04-7170-4481	60 名 7 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ひなた保育園	大室 1-5-4 04-7131-7788	90 名 4 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
船戸ブロッサム保育園	船戸 1-5-24 04-7197-6893	90 名 5 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
かしわきゃんぱすこころ保育園	若柴 378-16 中央 177 街区 6 04-7186-7486	80 名 8 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
AIAI NURSERY 第二新柏	新柏1-1810-5 04-7192-8951	60 名 8 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※1　令和8年9月1日現在の情報のため，改正する可能性があります。詳細は各施設のホームページをご確認ください。
開園時間・保育時間については，すべて平日の場合の時間です。土曜日の開園時間等については，各施設へお問い合わせください。

※2　駐車台数は，当該施設を運営している法人の他の施設との合計台数です。

※3　本園と分園がある施設については，どちらに入るかを希望することはできません。本園と分園のどちらに入園となるかは施設が決定します。

私立認可保育園

施設名※1	所在地※1 電話番号※1	定員数※1 駐車台数※1	保育年齢※1	開園時間※1	保育標準時間※1 保育短時間※1
AIAI NURSERY 豊四季	豊四季 301-89 04-7137-9927	90 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
TX かしわこころ保育園	船戸 3-1-1 04-7186-7810	80 名 7 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
つじなか柏の葉保育園	若柴 278-8 中央 178 街区 11 04-7168-0177	70 名 4 台	生後57日～5歳児	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
オハナゆめ保育園柏の葉	十余二 348－130 中央 238 街区1 04-7137-9560	75 名 8 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
かしわおおむろこころ保育園	大室 162-35 04-7189-7967	60 名 5 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
AIAI NURSERY 高柳	高柳 1493-1 04-7197-5281	90 名 10 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
AIAI NURSERY 柏たなか	小青田 5-8-3 04-7157-2128	70 名 9 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
かしわなどがやこころ保育園	名戸ケ谷 1-7-24 04-7189-8635	80 名 6 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
あーと&えいごが好きになる保育園 かしわ （旧称：LIFE SCHOOL 柏の葉菜）	十余二 287-308 04-7197-1087	90 名 13 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
あんのん保育園	大室 1052-1 04-7197-4744	60 名 5 台	生後57日～5歳児	7:00～19:30	7:00～18:00 8:30～16:30
酒井根ひがし保育園	酒井根 1-11-1 04-7139-0928	60 名 6 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
かしわ SMILE こころ保育園	小青田 3-6-1 04-7197-6411	80 名 6 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
COSMOS kids campus 柏 （旧称：柏コスモス保育園）	増尾 6-25-1 0570-00-5363	60 名 21 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
きたかしわこころ保育園	根戸1298-4 北柏29街区1 04-7196-6648	80 名 8 台	生後57日～5歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※1　令和8年9月1日現在の情報のため，改正する可能性があります。詳細は各施設のホームページをご確認ください。
　　開園時間・保育時間については，すべて平日の場合の時間です。土曜日の開園時間等については，各施設へお問い合わせください。

小規模認可保育

施設名※1	所在地※1 電話番号※1	定員数※1 駐車台数※1	保育年齢※1	開園時間※1	保育標準時間※1 保育短時間※1
よしだベビーハウス	柏 3-11-27 アーバンパルム柏 111 04-7136-2283	15 名 なし	生後57日～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
豊四季もりの保育園	旭町 7-4-58 04-7157-4152	19 名 36 台※2	1歳児～2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
チェリーガーデン	十余二 248-126 04-7157-2288	19 名 90 台※2	1歳児～2歳児	7:00～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
Gakken ほいくえん 柏豊四季台	豊四季台 1-3-1 2F 04-7141-8351	19 名 なし	1歳児～2歳児	7:00～20:00	7:30～18:30 8:00～16:00
キッズルームアリス高柳保育園	高柳 1498-1 04-7100-4154	19 名 3 台	生後57日～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏こばと保育園ぷりん	十余二 287-273 04-7138-6201	19 名 18 台※2	1歳児～2歳児	7:30～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
北柏小規模保育園わらび	北柏 1-1-1 VERDE GRANDE 0011 号室 04-7115-7171	6 名 なし	1歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏の葉わんぱくの杜保育園	若柴 264-1 中央 181 街区 2 04-7197-2475	19 名 1 台	生後57日～2歳児	7:00～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
アルタベビー南柏園	豊町 1-1-12 ケーズクレスト柏 1F 04-7197-2105	19 名 なし	生後57日～2歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
オハナゆめキッズハウス 柏の葉チコル	若柴 178-4 柏の葉キャンパス 148 街区 1 パークシティ柏の葉キャンパス・ザゲートタワーウエスト 3F 04-7157-3188	19 名 なし	生後57日～2歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
柏の葉みらい保育園	若柴 277-5 中央 165 街区 1 04-7170－2761	19 名 なし	生後57日～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
童夢ガーデン柏保育園	柏 4-10-1 パークホームズ柏 タワーレジデンス1F 04-7197-4355	19 名 なし	生後57日～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
保育室みどりの木	東中新宿 1-23-16 04-7137-7554	12 名 6 台	生後57日～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
アルタベビー柏園	柏 4-6-12 渋谷ビル 1F 04-7157-1751	19 名 なし	生後57日～2歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
晴山の森	しいの木台 5-47-25 04-7710-5775	19 名 70 台※2	1歳児～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
柏サンフラワー保育園	中央町 2-12 Crobis 柏 1F 04-7168-0828	19 名 なし	生後57日～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
ういず南柏第二保育園	新富町 1-2-39 04-7189-7462	19 名 5 台	生後57日～2歳児	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
保育ルームフェリーチェ柏園	明原 2-6-5 クレシェンド 106 号 04-7136-2471	12 名 1 台	1歳児～2歳児	7:00～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
豊四季みんなの保育園	旭町 7-4-58 04-7157-4152	12 名 36 台	1歳児～2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
チャイルドホーム柏	十余二276-298 04-7133-8544	15 名 3 台	生後57日～2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30 8:00～16:00
【新】(仮称) たなかわんぱくの森保育園※3	大室 1263 04-7131-5453	19 名 30 台※2	1歳児～2歳児	7:00～19:30	7:30～18:30 8:30～16:30
【新】(仮称) かしわの苗※3	中央一丁目 738 番地 2 04-7164-2215	19 名 なし	1歳児～2歳児	7:30～19:00	7:30～18:30 8:30～16:30
【新】(仮称) MIRATZ 南柏保育園※3	南柏 1-2-1 飯塚ビル 3F 048-299-8735	19 名 なし	生後57日～2歳児	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※1　令和8年9月1日現在の情報のため，改正する可能性があります。詳細は各施設のホームページをご確認ください。
開園時間・保育時間については，すべて平日の場合の時間です。土曜日の開園時間等については，各施設へお問い合わせください。

※2　駐車台数は，当該施設を運営している法人の他の施設との合計台数です。

※3　令和9年4月1日より新規開園となります。

卒園後の連携施設一覧

認可保育園等の一部施設においては，卒園後，保護者の希望に基づき，教育又は保育を提供する連携施設を設定しています。ただし，連携施設の受入体制等の理由により，受入れできない場合があります。認定こども園・幼稚園は保育料以外にかかる費用がありますので，連携施設へ入園をご希望の際は，必ず申込前に施設へお問い合わせください。

保育施設	連携施設
柏みどり保育園	柏みどりこども園※3・4
よしだベビーハウス	認定こども園みくに学園※3
豊四季もりの保育園	認定こども園豊四季幼稚園※3
チェリーガーデン	柏さくら幼稚園
Gakken ほいくえん柏豊四季台	認定こども園くるみこども園※3
キッズルームアリス高柳保育園	認定こども園晴山幼稚園(5名・保育利用)※2・3 沼南幼稚園(10名・教育利用)
柏こばと保育園ぷりん	認定こども園柏こばと学園※3
北柏小規模保育園わらび	北柏駅前保育園わらび
柏の葉わんぱくの杜保育園	認定こども園たなか幼稚園※3
アルタベビー南柏園	南柏幼稚園
オハナゆめキッズハウス柏の葉チコル	オハナゆめ保育園柏の葉
柏の葉みらい保育園	柏さくら幼稚園
童夢ガーデン柏保育園	認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園(4名・保育利用)※2・3・4 認定こども園吉田幼稚園(4名・教育利用)※1
保育室みどりの木	柏みどりこども園(教育利用)※1・4
アルタベビー柏園	認定こども園吉田幼稚園(教育利用)※1
晴山の森	認定こども園晴山幼稚園※3
柏サンフラワー保育園	認定こども園吉田幼稚園(教育利用)※1
うぃず南柏第二保育園	うぃず南柏保育園(3名・保育利用)※2 柏陽幼稚園(4名・教育利用)
保育ルームフェリーチェ柏園	認定こども園ホザナ幼稚園※3・4
豊四季みんなの保育園	認定こども園豊四季幼稚園※3
チャイルドホーム柏	認定こども園きたかしわ幼稚園※3
たなかわんぱくの森保育園	認定こども園たなか幼稚園※3
かしわの苗	認定こども園柏幼稚園※3
MIRATZ 南柏保育園	南柏幼稚園

※1　保育利用をご希望の場合は利用調整となり，改めて入園申込みが必要です。
※2　保育利用については連携施設の定員枠があるため，申込数が定員枠を上回る場合は優先的な利用調整を行います(P.15参照)。
※3　教育利用については各施設へお問い合わせください。
※4　柏駅前送迎保育ステーションの対象施設です(P.37参照)。

送迎保育ステーション対象施設一覧

※詳細は P.37をご参照ください。

送迎保育ステーション対象施設	柏みどりこども園
	認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園
	認定こども園ホザナ幼稚園

公立保育園

施設名※1	所在地※1 電話番号※1	定員数※1 駐車台数※1	保育年齢※1	開園時間※1	保育標準時間※1 保育短時間※1
桜台保育園※2	桜台 9-6 04-7167-5924	140 名 8 台	生後57日～5歳児	7:00～19:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30
若葉保育園※3	若葉町 4-36 04-7167-7655	104名 5 台	生後57日～5歳児		
あけぼの保育園※2	あけぼの 3-4-18 04-7143-7654	90 名 4 台	**1歳児**～5歳児		
富勢保育園	布施 834-1 04-7131-0012	107名 7 台※4	生後57日～5歳児		
東中新宿保育園	東中新宿 4-5-24 04-7173-9087	127名 11 台	**生後6か月**～5歳児		
豊四季保育園	豊四季台 2-1-120 04-7145-3414	226名 20 台	生後57日～5歳児		
増尾保育園	増尾 6-6-1 04-7172-1347	100 名 9 台	**1歳児**～5歳児		
豊住保育園※2	豊住 3-1-43 04-7174-7197	130 名 8 台	生後57日～5歳児		
土南部保育園	逆井 1305-2 04-7173-7811	130 名 15 台	生後57日～5歳児		
西原保育園	西原 1-4-20 04-7154-7964	130 名 8台	生後57日～5歳児		
豊町保育園	豊四季 698-28 04-7174-8484	137名 10 台	生後57日～5歳児		
富士見保育園	豊四季 126-2 04-7145-1721	130 名 10 台	生後57日～5歳児		
酒井根保育園	酒井根 4-10-33 04-7173-1647	210名 20 台	生後57日～5歳児		
名戸ケ谷保育園	名戸ケ谷 683-1 04-7164-8783	127 名 14台	生後57日～5歳児		
田中保育園	正連寺 100 04-7133-3731	100 名 16 台	**1歳児**～5歳児		
旭町保育園	旭町 5-3-25 04-7143-8240	130 名 11 台※4	生後57日～5歳児		
東町保育園	東 2-1-27 04-7164-5967	125 名 6 台	生後57日～5歳児		
高野台保育園	根戸 416-67 04-7133-6460	125 名 14 台	生後57日～5歳児		
しこだ保育園	篠籠田 1275-5 04-7143-8882	130 名 7 台	生後57日～5歳児		
松葉保育園	松葉町 4-11 04-7132-3200	130 名 5 台※4	生後57日～5歳児		
高柳保育園	高柳 1503-9 04-7191-1344	60 名 7 台	**生後4か月**～5歳児		
高柳西保育園	しいの木台 5-31-2 04-7108-1000	85 名 10 台	**生後4か月**～5歳児		

※1　令和8年9月1日現在の情報のため，改正する可能性があります。詳細は各施設のホームページをご確認ください。
開園時間・保育時間については，すべて平日の場合の時間です。土曜日の開園時間等については，各施設へお問い合わせください。

※2　建築後経過年数60年（あけぼの：令和13（2031）年，豊住：令和15（2033）年，桜台：令和16（2034）年）を目安に，再整備（建て替え，移転，休園等を含む。）を検討しております（現時点で具体的な方針は未定です。）。令和9年度に入園されるお子様は卒園まで通園できます。あけぼの保育園については，今後の検討状況等により，令和10年度以降の新規入園の取扱いを変更する可能性があります（令和10年度以降，下のお子様の同園での受入れが困難となる場合がありますので，あらかじめご留意ください）。

※3　令和10（2028）年から令和12（2030）年にかけて，園舎の建て替えを予定しております。

※4　近隣センター又は出張所との併用となります。松葉保育園は，混雑時のみ臨時駐車場が開放されます。

認可保育園等の概要・一覧

認定こども園の概要・一覧です。
サイト内の園名から各施設のホームページを閲覧することができます。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/nitei/ichiran.html

私立認可保育園・公立保育園の概要・一覧です。
サイト内の園名から各施設のホームページを閲覧することができます。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/ninka/ichiran.html

小規模認可保育の概要・一覧です。
サイト内の園名から各施設のホームページを閲覧することができます。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/shokibo/ichiran.html

令和9年4月1日開園予定の私立認可保育園等の概要・一覧です。
位置図も掲載しております。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/shinkikaisetsu.html



13. 保育料(0歳児～2歳児)について

保育料の算定

●算定について

□保育料は，保護者それぞれの市民税所得割額を合算した額に基づき，算定されます。

□保育料を算定する際の市民税所得割額は，配当控除額，住宅借入金等特別税額控除額，寄附金税額控除額（ふるさと納税等），外国税額控除額，配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額等の税額控除をする前の金額です。

●算定対象について

□保護者の一方が単身赴任の場合，その方も保育料算定の対象となります。

□保護者が未婚，離婚調停中，又は離婚している方の場合でも，生計を一にしていると判断される場合，その方も保育料算定の対象となります。保護者が次の2つの条件すべてに該当し，生計を一にしていると判断される方が直系親族の場合，その方も保育料算定の対象（合算）となり，そのうち，市民税所得割額の最も高い方を含めて保育料を算定いたします。

条件1	保護者のどちらも市民税所得割が課税されていない（0円）
条件2	保護者それぞれの合算の年収が180万円未満（ひとり親家庭は120万円未満） 又は月収が3か月以上連続して15万円未満（ひとり親家庭は3か月以上連続して10万円未満）

【例】保護者1（市民税所得割額0円）＋保護者2（市民税所得割額0円）＋祖父（合算対象）

●算定の基礎について

□利用月（入園月）によって，保育料算定の基礎となる市民税課税年度が異なります。

<table>
<tr><th colspan="2">利用月（入園月）</th><th>令和9年4月 ～ 令和9年8月</th><th>令和9年9月 ～ 令和10年8月</th></tr>
<tr><td colspan="2">保育料算定の基礎</td><td>令和8年度市民税所得割額
（令和7年中の所得,控除に応じます。）</td><td>令和9年度市民税所得割額
（令和8年中の所得,控除に応じます。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税を課税する自治体</td><td>令和8年1月1日時点で
住民票のあったところ</td><td>令和9年1月1日時点で
住民票のあったところ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用調整
※1</td><td>令和8年1月2日～令和9年1月1日に柏市へ転入の方</td><td>必要書類：(非)課税証明書等※3</td><td>必要事項：税申告をしていること</td></tr>
<tr><td>令和9年1月2日～令和10年1月1日に柏市へ転入の方</td><td colspan="2">必要書類：(非)課税証明書等※3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入園内定後
（保育料決定）
※2</td><td>令和8年1月1日以前から柏市にお住まいの方</td><td colspan="2">入園申込時の同意により課税状況を確認いたしますが，
未申告等の場合は最高額で決定いたします。</td></tr>
<tr><td>令和8年1月2日～令和9年1月1日に柏市へ転入の方</td><td>マイナンバー制度の
情報連携により，照会いたします。※4</td><td>入園申込時の同意により課税状況を確認しますが，未申告等の場合は最高額で決定いたします。</td></tr>
<tr><td>令和9年1月2日～令和10年1月1日に柏市へ転入の方</td><td colspan="2">マイナンバー制度の情報連携により，照会いたします。※4</td></tr>
</table>

※1 合計指数が同点の方の優先順位の判断に(非)課税証明書等を用いるため，提出がない場合は**利用調整時に不利となります。**
（(非)課税証明書等の提出がなく，利用調整時に不利となった場合でも，入園内定後は情報連携による照会で保育料決定することが可能です。）

※2 保育料決定後に市民税所得割額が更正された場合，それに伴って保育料が変更となることがあります。
保育料が変更になった場合，還付，充当をさせていただく，又は追加納付を行っていただくことがありますのでご了承ください。

※3 海外から転入される方は，年間収入申告書が必要です。

※4 未申告等の理由により，情報連携による照会ができなかった場合は(非)課税証明書等を提出していただきます。

保育料の金額

●認可保育園，認定こども園（2・3号），小規模認可保育のいずれの施設でも，同一の保育料額表に基づき，決定いたします。※保育料のほか，延長保育料，各施設で用意するおやつや帽子代の実費等，別途お支払いいただく場合があります。

●年度当初（4月1日時点）の年齢により保育料を決定いたします。そのため，年度途中に満3歳となり，3号から2号に認定区分が変更となっても，その年度末までは「2歳児」として保育料がかかります。

基礎	定義	階層	0～2歳児		3～5歳児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	生活保護世帯	1	0円	0円	保育料0円 ※別途，給食費及び延長保育料はご負担いただきます。	
	市民税非課税	2	0円	0円		
	市民税均等割のみ	3－1	5,900 円	5,790 円		
市民税所得割額（保護者合算）※祖父母等を合算する場合あり	所得割額 5,000 円未満	3－2	7,700 円	7,560 円		
	所得割額 5,000 円～18,599 円	3－3	9,500 円	9,330 円		
	所得割額 18,600 円～33,599 円	3－4	11,300 円	11,100 円		
	所得割額 33,600 円～48,599 円	3－5	13,100 円	12,870 円		
	所得割額 48,600 円～56,999 円	4－1	16,400 円	16,120 円		
	所得割額 57,000 円～66,999 円	4－2	19,700 円	19,360 円		
	所得割額 67,000 円～76,999 円	4－3	23,000 円	22,600 円		
	所得割額 77,000 円～86,999 円	4－4	26,300 円	25,850 円		
	所得割額 87,000 円～96,999 円	4－5	29,600 円	29,090 円		
	所得割額 97,000 円～114,999 円	5－1	32,900 円	32,340 円		
	所得割額 115,000 円～132,999 円	5－2	36,200 円	35,580 円		
	所得割額 133,000 円～150,999 円	5－3	39,500 円	38,820 円		
	所得割額 151,000 円～168,999 円	5－4	42,800 円	42,070 円		
	所得割額 169,000 円～194,999 円	6－1	46,100 円	45,310 円		
	所得割額 195,000 円～220,999 円	6－2	49,400 円	48,560 円		
	所得割額 221,000 円～246,999 円	6－3	52,700 円	51,800 円		
	所得割額 247,000 円～272,999 円	6－4	56,000 円	55,040 円		
	所得割額 273,000 円～300,999 円	6－5	59,300 円	58,290 円		
	所得割額 301,000 円～332,999 円	7－1	61,300 円	60,250 円		
	所得割額 333,000 円～364,999 円	7－2	63,300 円	62,220 円		
	所得割額 365,000 円～396,999 円	7－3	65,300 円	64,180 円		
	所得割額 397,000 円～444,999 円	8－1	67,300 円	66,150 円		
	所得割額 445,000 円～499,999 円	8－2	69,300 円	68,120 円		
	所得割額 500,000 円以上	8－3	71,300 円	70,080 円		

※利用月の保育料算定の市民税課税年度は P.33「算定の基礎について」をご参照ください。

保育料の軽減

保育料の軽減については，下表をご参照ください。

条件	多子世帯	母子・父子，在宅障害世帯
市民税非課税	**無料**	
市民税均等割のみ～所得割額 77,100 円	生計を一にする兄・姉がいる **第2子半額・第3子無料**	**第1子半額**※半額が 9,000 円を超える場合は 9,000 円 **第2子無料**
所得割額 77,101 円以上		

14. 給食費(3歳児～5歳児)について

給食費の算定

●3歳児～5歳児の児童については保育料が無償化となりましたが，給食費(主食費・副食費)についてはご負担いただくことになります。また，各施設で実際に給食に要した材料の費用等を勘案して定めているため，施設によって費用は異なります。

給食費の金額

区分	給食費(主食費・副食費)
認定こども園	各施設へお問い合わせください
私立認可保育園	
公立保育園	月額 6,000 円(主食費 600 円・副食費 5,400 円)

給食費の減免

●給食費の減免は，保護者それぞれの市民税所得割額を合算した額に基づき，算定されます。
算定対象や合算についても保育料と同じ条件となります(P.33参照)。

●次に該当する方については，給食費が免除となります。
○…主食費及び副食費が免除　　副…副食費のみ免除

条件		第1子	第2子	第3子	多子の数え方
生活保護世帯・里親		○	○	○	
市民税非課税世帯	母子・父子，在宅障害世帯	○	○	○	生計を一にする兄・姉がいる
	多子世帯	副	○	○	
市民税均等割のみ～所得割額 57,699 円	母子・父子，在宅障害世帯	副	○	○	
	多子世帯	副	副	○	
所得割額 57,700 円～77,100 円	母子・父子，在宅障害世帯	副	○	○	
	多子世帯			○	小学校就学前の兄・姉がいる(保育園等に通園している場合※)
所得割額 77,101 円～				○	

※兄・姉の通園状況を確認するため，在園証明書の提出を依頼する場合があります。

15. 延長保育について

延長保育の算定

●認定された保育の必要量を超えて児童をお預けする場合，延長保育となります。
例：保育の必要量が保育標準時間で，在園している施設の保育標準時間が18：00まで，開園時間が19：00までの状況で，お迎えが18：01を超えた場合，延長保育となります。

延長保育料の金額

<table>
<tr><th>区分</th><th>保育の必要量</th><th>延長保育時間帯</th><th>延長保育1回あたりの金額</th></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td colspan="3" rowspan="3">各施設へお問い合わせください</td></tr>
<tr><td>私立認可保育園</td></tr>
<tr><td>小規模認可保育</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公立保育園</td><td rowspan="3">保育短時間</td><td>7：00～8：30</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>16：30～18：00</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>18：00～19：00</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>保育標準時間</td><td>18：00～19：00</td><td>100円</td></tr>
</table>

16. 保育料等の納付方法

保育料・給食費・延長保育料の納付方法

<table>
<tr><th>区分</th><th>費目</th><th>算定者</th><th>納付先</th><th>納付方法</th><th>口座振替日/納期限</th></tr>
<tr><td rowspan="3">認定こども園</td><td>保育料</td><td>柏市</td><td rowspan="3">各施設</td><td colspan="2" rowspan="3">各施設へお問い合わせください</td></tr>
<tr><td>給食費</td><td rowspan="2">各施設</td></tr>
<tr><td>延長保育料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">私立認可保育園</td><td>保育料</td><td>柏市</td><td>柏市</td><td>口座振替※1/納付書</td><td>当月末日※2</td></tr>
<tr><td>給食費</td><td rowspan="2">各施設</td><td rowspan="2">各施設</td><td colspan="2" rowspan="2">各施設へお問い合わせください</td></tr>
<tr><td>延長保育料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小規模認可保育</td><td>保育料</td><td>柏市</td><td rowspan="3">各施設</td><td colspan="2" rowspan="3">各施設へお問い合わせください</td></tr>
<tr><td>給食費</td><td rowspan="2">各施設</td></tr>
<tr><td>延長保育料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公立保育園</td><td>保育料</td><td rowspan="3">柏市</td><td rowspan="3">柏市</td><td rowspan="3">口座振替※1/納付書</td><td>当月末日※2</td></tr>
<tr><td>給食費</td></tr>
<tr><td>延長保育料</td><td>翌月末日※2</td></tr>
</table>

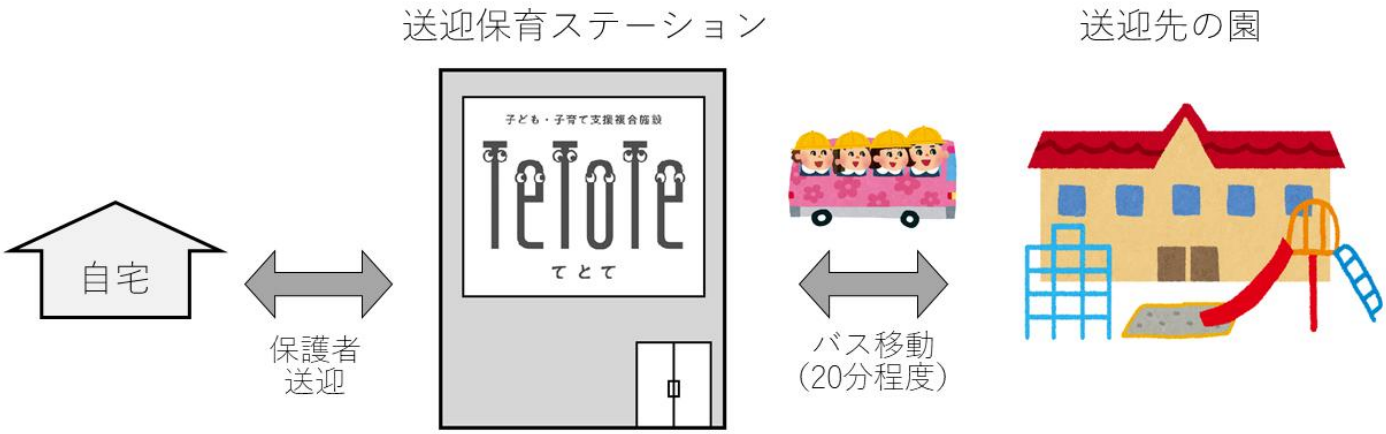
※1 口座振替の登録方法は，「各金融機関等へ口座振替依頼書の提出」又は「WEB 口座振替受付サービスの登録」となります。
詳細は二次元コードをご参照ください。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/nyuuen/hoikuryo.html

※2 月末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。
また，12月の口座振替日は末日ではなく12月25日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）となります。

17. 送迎保育ステーション

送迎保育ステーションとは

●保護者に代わって各認定こども園が園児(3歳児～5歳児)をバスで園に送迎するための施設です。
●直接園に行かなくても，朝の送り出しや帰りのお迎えができます。
〈送迎保育ステーション事業の仕組み〉



●送迎保育ステーションでの保育・バスによる送迎・送迎先の園での保育を同じ法人が一貫して行います。
⇒ 移動には各施設のバスを使用いたします。
⇒ 送迎保育ステーションで，お子さんの園での様子を聞いたり，子育ての相談ができます。

柏駅前送迎保育ステーション TeToTe

●所在地
柏市柏4－9－7 柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」3階 ★柏駅東口から徒歩3分★

●開所日時
□開所日 ：月～土曜日(日，祝日，年末年始を除く。)
□開所時間：朝：7：00～9：00 夕方：16：00～19：00

●送迎先の施設
□柏みどりこども園
□認定こども園ホザナ幼稚園
□認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園

●利用条件等
□保育園等利用申込みとは別でお申込みが必要です。
□保育の必要性の認定を受け，送迎先の園の3歳児～5歳児クラスに在籍しているお子さんが対象です。
□自宅から送迎先の園までの送迎時間が10分以上かかる家庭のお子さんが対象です(移動手段不問)。
□利用料は，お子さん一人あたり月額1，000円です(18：00以降は延長保育料1回100円加算)。
また，園に対してバス利用料等の費用が別途必要となります。
□申込者数が保育送迎ステーションの定員数を上回る場合，市が利用調整を行います。
□申込方法等は，柏市ホームページ(二次元コード)をご確認ください。
送迎保育ステーションの利用案内や，申請書類の様式をダウンロードできます。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/haguhagu/navi/nyuennyugaku/hoikuen/station/index.html

18. 柏市ホームページのご案内

子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）

こども家庭庁の「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」では，認定こども園や保育所，幼稚園等の情報を「地域」「最寄り駅」「施設の種類」「歳児」等の条件から検索することができます。また，施設の詳細を地図情報とあわせて閲覧することができます。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/haguhagu/hokatsu/joho/search.html

令和9年度保育園等に関わる各種様式ダウンロード

令和9年度保育園等の申込みに必要な書類等をダウンロードできます。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/hokatsu/joho/r9kakusyuyousiki.html

空き状況

柏市内の認可保育園等の空き状況を毎月20日頃に公開しています。
利用調整後の速報値のため，空き状況は変動する場合があります。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/hokatsu/joho/akijokyo.html

よくある質問

認可保育園等の利用についてのよくある質問を掲載しています。
お問い合わせ前にご確認ください。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/faqtoppage.html

柏市公式 LINE・Instagram

柏市の公式 LINE・Instagram で子育て，教育に関する情報を発信しております。

LINE

【URL】https://page.line.me/723ewrpn?oat_id=2546531&openQrModal=true

Instagram

【URL】https://www.instagram.com/haguhagu_kashiwa?igsh=MWpqNjl5YTQwZHdpag==

外国人相談窓口

外国人の方で，通訳をご希望の場合は以下をご活用ください。
(If you would like an interpreter, please use the following.)
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/region/shiminkatsudo/katsudojoho/2066.html

19. 令和9年4月1日入園申込方法等

申込みスケジュール

入園・転園希望月日	受付期間※1	申込内容の修正期限※2 追加書類の提出期限※3	様式	結果回答予定日
令和9年4月1日入園	令和8年11月2日(月) ～ 令和8年12月7日(月) **【当日消印有効】**	令和8年12月28日(月)まで **【必着】**	令和9年度	令和9年2月4日(木)

※1　令和9年4月1日入園・転園の申込締切日は**令和8年12月7日(月)**です(当日消印有効)。申込方法は P.7をご参照ください。令和8年12月7日(月)までに提出された申請書類で認定ができない場合，利用調整対象外となります。令和8年12月8日(火)以降に提出された書類は，令和9年5月1日入園分以降の利用調整の対象となります。申込締切日1～2週間前までの到着となるよう，余裕を持ってお申込みください。令和9年5月1日入園分以降の申込みは，締切日必着での受付となります。

※2　申込内容の修正は以下に限ります。
(1)希望園の追加・削除・希望順位変更
(2)きょうだい同時申込時の内定条件の変更
(3)育児休業中の方の復職希望に関する変更(調整指数「ヒ」)
【注意事項】保育を必要とする事由(転職含む。)，家庭状況等の変更は対象外です。
申込内容の修正は令和8年12月7日(月)までに提出された申請書類で認定できた方が対象です。

※3　追加書類の提出はP.8「該当する場合のみ提出する書類(※ひとり親の書類を除く。)」に限ります。
【注意事項】保育を必要とする事由(転職含む。)，家庭状況等の変更は対象外です。
追加書類の提出は令和8年12月7日(月)までに提出された申請書類で認定できた方が対象です。

出生前の申込み

- 令和9年4月1日入園が可能なのは，令和9年4月1日時点で生後57日を経過するお子さん(2月3日までに出生されたお子さん)です。
- 令和9年2月3日までに出生予定の場合は，出生前に令和9年4月1日入園申込みが可能です(令和9年5月1日以降の入園申込みは出生後のみの受付となります。)。保育施設によって保育年齢が異なりますのでご注意ください(P.25～P.31参照)。
- あくまでも仮受付となります。事前に保育運営課までご連絡ください。
- 実際の出生日が令和9年2月4日以降となった場合は,利用調整により入園が内定していた場合でも，入園要件を満たさないため，令和9年5月1日入園以降改めての利用調整対象となります。

疾病・発達等で事前面接が必要な方

- お子さんが障害者手帳をお持ちの場合又は「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書【2・3号(保育利用)用】」の「児童の健康状態」の項目において，「有」に該当する場合，保育運営課窓口にて面接を行います。必ず申込締切日までに面接を受けてください。
- 面接の際は児童同伴で母子健康手帳，申請書類をご持参ください。
- 4月1日入園の場合のみ，電子申請フォーム(二次元コード)よりご予約ください。

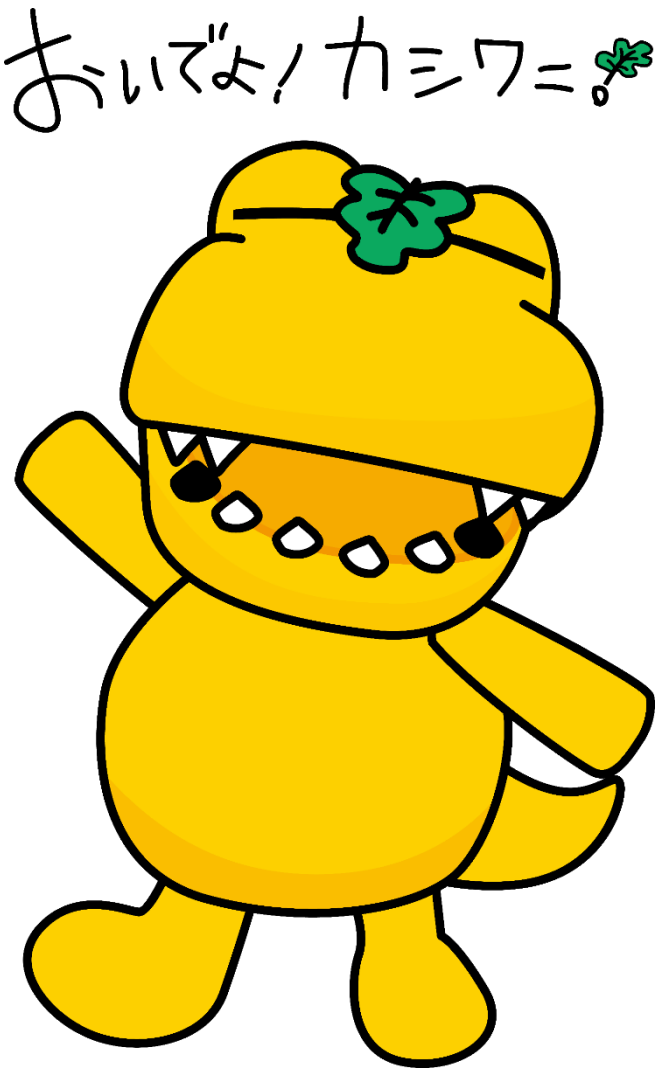
【URL】https://logoform.jp/form/Mx28/1710964

利用調整の流れ

1次利用調整	□利用調整基準表(P.17参照)に基づき，保育の必要性を指数化し，合計指数の高い順に認可保育園等の利用を調整いたします(P.15参照)。 □認定こども園については，認定こども園を第1希望とした方を優先いたします。 □書類の不備等の理由で，令和8年12月7日(月)までに提出された申請書類で認定ができなかった場合は利用調整の対象外となります。
⇩ **1次利用調整結果通知及び教育・保育給付認定通知書の発送**	□内定・保留にかかわらず，1次利用調整結果及び教育・保育給付認定通知書を令和9年2月4日(木)に通知いたします。 □内定の場合の流れについては P.4をご参照ください。
⇩ (1次利用調整結果が保留の方のみ) **再エントリー/あっせん希望**	□1次利用調整が入園保留となった方を対象に，1次利用調整後の各施設の空き状況のお知らせ，再エントリーシート及びあっせん希望シートを送付いたします。 □2次利用調整の対象の方は指定の期日までに希望園を変更することができます。
⇩ **2次利用調整**	□利用調整基準表(P.17参照)に基づき，保育の必要性を指数化し，合計指数の高い順に認可保育園等の利用を調整いたします(P.15参照)。 □認定こども園については，認定こども園を第1希望とした方を優先いたします。 □書類の不備等の理由で，令和8年12月7日(月)までに提出された申請書類で認定ができず1次利用調整の対象外となった方，及び1次利用調整により入園の内定が出たにもかかわらず，入園の内定を辞退された方は，2次利用調整の対象外となります。
⇩ **2次利用調整結果通知**	□1次利用調整が入園保留となった方を対象に，2次利用調整結果を結果回答予定日に通知いたします。 □内定の場合又は保留の場合の流れについては P.4をご参照ください。
⇩ (2次利用調整結果が保留の方のみ) **追加入園・転園/あっせん**	≪追加入園・転園≫ □2次利用調整が保留となった方を対象に，2次利用調整時に希望した認可保育園等に(辞退等の理由により)空きが生じた場合，再度利用調整の上，追加入園をご案内することがあります。 ≪あっせん≫ □2次利用調整が入園保留となった方で，あっせん希望シートを提出された方を対象に，2次利用調整時に希望されていない認可保育園等で空きのある施設又は認可外保育施設等の情報(入園可否については各施設へお問い合わせください。)をご案内いたします。

空き予定人数

令和9年4月保育園等空き予定人数の推定値を公開しております。
【URL】https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/haguhagu/hokatsu/joho/r94gatunyuuenn.html



↓　郵送の際に，切り離してお使いください。

〒277－8505　　柏市柏5－10－1

柏市役所 こども部 保育運営課（　　月申込み） 宛